

認定実技審査要領

「平成30年度改訂版」

公益財団法人柔道整復研修試験財団

はじめに

認定実技審査要領「平成 30 年度改訂版」をお届けする。平成 30 年度からは、柔道整復実技が 2 課題、柔道実技が 1 課題の合計 3 課題での審査となる。

柔道整復師国家試験以前の都道府県知事による免許試験においては、筆記及び実技試験の両方が行われていたが、柔道整復師法の改正（昭和 63 年 5 月法律第 72 号）に伴う国家試験への移行において実技試験が廃止された。しかし、柔道整復術は実技を重んじる教育を行うべきとの当時の養成施設（全国柔道整復学校協会）と職業団体（日本柔道整復師会）の強い意志のもと、認定実技審査という「実技試験」が導入された。当初は全くの任意の制度であり、養成施設が自らの教育の質保証を示すために行われていた。平成 16 年 3 月 31 日の柔道整復師養成施設指導要領の改正で、「卒業の判定にあたり、財団法人柔道整復研修試験財団が実施する認定実技審査制度などにより実技能力が適正に行われており、また、その審査結果が記録保存されていること」と規定されて現在に至っている。医療系教育で、「実技試験」を卒業要件にしている分野は柔道整復分野のみである。医学教育では臨床実習開始前に「共用試験 OSCE（客観的臨床能力試験）」が平成 17 年度から正式に実施されたが、柔道整復師教育ではそれより 13 年前の平成 4 年度から行っている。認定実技審査制度はわが国の医療系教育での「実技試験」の先駆である。しかも、この審査は派遣審査員という「外部評価者」が受審者の評価にあたる。まさに「外部試験官制度」でもある。

認定実技審査の評価としての妥当性、信頼性はすでに証明され、公益財団法人柔道整復研修試験財団のホームページで公開されている。このデータは試験データ解析の外部の専門家によって行われた。

(http://www.zaijusei.com/doc/nintei/2016_ninteijitsugishinsa_toukei_chousa_kekka.pdf)

何のために認定実技審査を行うのか。その目的は「患者安全」にある。柔道整復施術の基礎技能を体得した者が卒業し、国家試験受験資格を得る。柔道整復師法第 10 条「試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。」とある。認定実技審査は国家試験受験生の実技能力を担保するものとして極めて重要なものであることを、受審者、認定実技審査員そして学校教育者の方々に再認識していただきたい。

今回、認定実技審査制度は大改訂を行う。今後も改訂を続け、わが国の医療の一端を担う柔道整復師の養成教育の質の向上に寄与していく。

公益財団法人柔道整復研修試験財団
代表理事 福島 統

第5版改訂認定実技審査要領について

認定実技審査委員会

委員長 加藤 征

認定実技審査要領は平成11年に初版を発行し、平成16年、19年、24年、今回と4回の改訂を重ねてきた。この間、審査の指針づくりの一環として実技のポイントを明示し、評価の判定基準をもとにした評価表書式を定めるなど、審査の公平性、客観性を重視し認定実技審査の精度を上げるための改訂をしてきた。

今回は、審査精度を更に向上させるため審査項目を増やし、柔道整復実技に2ステーション制を導入し、柔道実技と併せて3ステーションで審査を行う体制とする取り組みを行った。

この改訂により審査精度の更なる向上と共に、審査で重要な公平性、客観性も明確になることはもとより、前回の改訂の精神は継承され、更に推進させるために実技項目選択のためのカード方式、柔道整復実技と柔道実技の合格基準の統一など評価をより一層わかりやすくするように努めた。

審査要領の第5版作成に当たり、より公平で、より公正な評価方法を検討された認定実技審査要領編集小委員会委員各位の努力に対して改めて敬意並びに謝意を表したい。

認定実技審査員の皆様には、本審査の意義・目的を理解していただくとともに、本審査要領を熟読され、厳正で公平な審査及び評価をされるようお願いする。

また、今回ステーション数を増やすことで準備される養成施設等におかれてのご負担も大変と存じますが、実技能力の保証を着実に進めるため、よろしくご協力をお願いいたします。

認定実技審査委員会委員名簿

	氏 名	所 属
委員長	加 藤 征	公益財団法人柔道整復研修試験財団 業務執行理事
委 員	豊 嶋 良 一	公益社団法人日本柔道整復師会 理事
委 員	三 橋 裕 之	公益社団法人日本柔道整復師会 理事
委 員	山 口 登 一 郎	公益社団法人日本柔道整復師会 学術参与
委 員	下 地 秀 和	公益社団法人全国柔道整復学校協会 理事
委 員	廣 岡 聡	公益社団法人全国柔道整復学校協会 制度委員会副委員長
委 員	船 戸 嘉 忠	公益社団法人全国柔道整復学校協会 教科書委員会委員長

認定実技審査要領編集小委員会委員

	氏 名	所 属
委員長	細 野 昇	呉竹医療専門学校 校長
委 員	吉 川 徹	森ノ宮医療学園専門学校 副校長
委 員	渋 谷 利 之	北信越柔整専門学校 副校長
委 員	下 地 秀 和	日本柔道整復専門学校 教務部長
委 員	廣 岡 聡	関西医療学園専門学校 副校長
委 員	船 戸 嘉 忠	米田柔整専門学校 副校長

目 次

1. 実技審査実施要領	
I. 総則	1
II. 柔道整復実技審査	5
III. 柔道実技審査	9
IV. 審査に必要な書式類	13
2. 柔道整復実技審査	
I. 診察及び整復の能力、診察及び検査の能力	
① 鎖骨定型的骨折〔転位のある定型的骨折〕	21
② 上腕骨外科頸骨折〔転位のある外転型骨折〕	22
③ コーレス骨折	23
④ 肩鎖関節上方脱臼	24
⑤ 肩関節前方烏口下脱臼	25
⑥ 肘関節後方脱臼	26
⑦ 肘内障	27
⑧ 肩腱板損傷	28
⑨ 上腕二頭筋長頭腱損傷	29
⑩ ハムストリングス損傷（肉ばなれ）	30
⑪ 大腿四頭筋打撲	31
⑫ 膝関節側副靭帯損傷	32
⑬ 膝関節十字靭帯損傷	33
⑭ 膝関節半月板損傷	34
⑮ 下腿三頭筋損傷（肉ばなれ）	35
⑯ 足関節外側靭帯損傷	36
II. 固定の能力	
① 鎖骨骨折〔リング固定又は8字帯 若しくはSayreテープ固定〕	37
② 上腕骨骨幹部骨折〔ミッドドルフ三角副子固定〕	38
③ コーレス骨折〔クラーメル副子と局所副子・三角巾固定〕	39
④ 第5指中手骨頸部骨折〔アルミ副子掌側固定〕	40
⑤ 下腿骨骨幹部骨折〔クラーメル副子固定〕	41
⑥ 肋骨骨折〔さらしと厚紙副子固定〕	42
⑦ 肩鎖関節上方脱臼〔テープ固定〕	43
⑧ 肩関節前方脱臼〔局所副子・三角巾固定〕	44
⑨ 肘関節後方脱臼〔クラーメル副子・三角巾固定〕	45

⑩ 手第2指PIP関節背側脱臼〔アルミ副子背側固定〕	46
⑪ アキレス腱断裂〔クラーメル副子固定〕	47
⑫ 足関節外側靭帯損傷〔局所副子固定〕	48
⑬ 膝関節内側側副靭帯損傷〔Xサポートテープ固定〕	49
⑭ 足関節外側靭帯損傷〔バスケットウィーブテープ固定〕	50
⑮ 足関節外側靭帯損傷〔フィギュアエイト・ヒールロックテープ固定〕	51

3. 柔道実技審査

(1) 柔道実技	52
(2) 口頭試問	60

1. 実技審査実施要領

認定実技審査要領

I. 総 則

1. 認定実技審査

認定実技審査は、柔道整復師養成施設指導ガイドラインに定めるところにより、卒業の判定に当たり、生徒の実技能力を審査することを目的とする制度である。

2. 審査内容

審査は、柔道整復実技及び柔道実技に対し実施する。

3. 認定実技審査員

- 1) 認定実技審査員資格取得講習会を修了した者でなければ審査を担当することができない。資格の有効期間は5年間とし、5年毎に更新の講習を受講しなければならない。
- 2) 講習会を修了した者には「認定実技審査員認定証」及び「携帯用審査員証」を交付する。審査員は、審査に際し「携帯用審査員証」を提示しておかなければならない。
- 3) 認定実技審査員資格取得講習会の受講資格は、下記のとおりとする。

①柔道整復実技審査員

すべての要件を満たさなければならない。

- a. 専科教員資格を有し、教育経験が7年以上の柔道整復師又は柔道整復教育に携わる医師であること。
- b. 講道館柔道初段以上であること（医師は除く）。
- c. 所属する養成施設長が推薦する者であること。
- d. 平成18年3月以降の柔道整復師免許取得者は卒後臨床研修を修了している者であること。

②柔道実技審査員

すべての要件を満たさなければならない。

- a. 専科教員資格を有する柔道整復師又は医師であること。
 - b. 男性は講道館柔道五段以上、女性は講道館柔道四段以上であること。
 - c. 所属する養成施設長が推薦する者であること。
 - d. 平成18年3月以降の柔道整復師免許取得者は卒後臨床研修を修了している者であること。
- 4) 柔道整復師法第8条第1項の規定により処分を受けた者については、公益財団法人柔道整復研修試験財団（以下、財団という）は、①認定実技審査員資格取得講習会の受講を認めない、又は、②既に認定実技審査員

資格取得講習会を受講した場合は認定実技審査員の資格を付与しない（認定実技審査員として認定しない）、あるいは、③既に認定実技審査員の資格を取得した場合（認定実技審査員として認定された場合）は当該資格を取り消すことができる。

- 5) 養成施設が当該養成施設の審査を担当する者として推薦した審査員を自校審査員、財団が派遣する審査員を派遣審査員とする。
- 6) 柔道整復実技審査は1受審者に対し、自校審査員、派遣審査員それぞれ1名が1組で審査に当たる。
- 7) 柔道実技審査は原則として2人1組の受審者を自校審査員、派遣審査員それぞれ1名が1組で審査に当たる。
- 8) 養成施設で認定実技審査員資格を有する者がいない場合は、財団が派遣する審査員を自校審査員とする。

4. 審査実施上の注意

- 1) 審査の順序は、原則として先に柔道整復実技審査、続いて柔道実技審査を実施する。
- 2) 審査の進行上、女子の受審番号及び受審順序は、前又は後ろとし、男女とも前後の受審者はある程度、同様の体格の者となるようにする。
- 3) 審査の公平性を保ち、審査終了者から未終了者に出題項目などが漏れないよう配慮する。
- 4) 養成施設は整然とした中で審査が実施できるよう配慮する。

5. 準備する実技用具

- 1) 柔道整復実技審査に用いる下記用具は、養成施設で準備する。

- ①全身骨格模型
- ②ベッド・イス
- ③上肢・下肢支持台
- ④綿包帯（3～6裂を各必要量 ライン付包帯を含む）
- ⑤さらし（長さ1反 幅1/2～1/3）
- ⑥非伸縮性テープ（38mm、50mmなど）
- ⑦アンダーラップ
- ⑧金属副子（ミッデルドルフ三角副子など実技項目の固定に合わせて成形したクラーメル・アルミ副子）
- ⑨局所副子（スダレ・厚紙などを実技項目の固定に合わせて成形したもの）
- ⑩ストップウォッチ
- ⑪その他

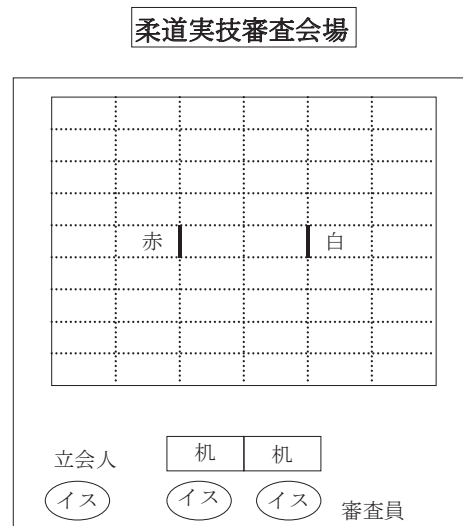
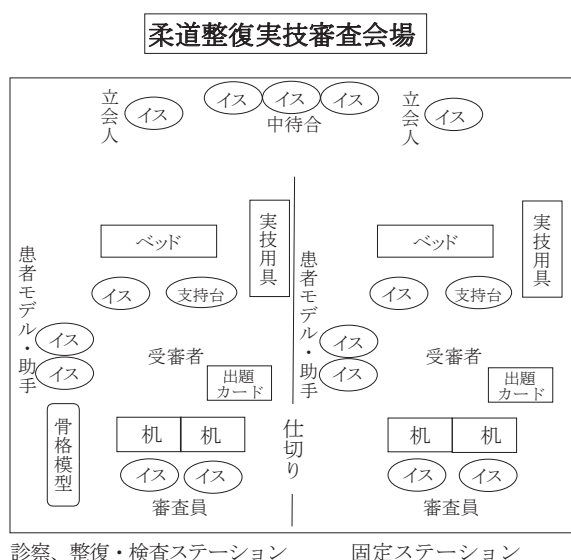
（綿花 枕子 紙テープ 包帯止め キャスト材 三角巾 柔道帯 ハサミ
テープカッター 包帯巻器 枕 メジャー ワゴン 知覚検査器具）

2) 柔道実技審査に用いる下記用具は、養成施設で準備する。

- ①赤白帯
- ②ストップウォッチ など

6. 審査会場の設営

審査会場は、概ね下図のように設営する。柔道整復実技審査会場の「診察、整復・検査ステーション」と「固定ステーション」は同一室内に設営し、複数会場になる場合は、別室にそれぞれ上記と同様な設営をする（柔道実技審査会場はこの限りでない）。



※原則として赤白線間は二間とする。

7. 審査の必要書類

審査に必要な下記①～⑤の書類は、審査前に各養成施設が財団ホームページからダウンロードして必要部数を複写し、使用する。⑥は審査実施日までに財団から各養成施設に送付されたものを使用し、審査終了後は報告書とともに返却する。

- ①認定実技審査受審票（様式 1）
- ②柔道整復実技審査総合評価表（様式 2-1）
- ③柔道実技審査総合評価表（様式 2-2）
- ④柔道整復実技審査個人票（様式 3-1、3-2）
- ⑤柔道実技審査個人票（様式 3-3）
- ⑥出題カード

8. 審査料の納入

認定実技審査を受審した者は審査終了後に受審料を財団に納付しなければならない。又、欠席及び C 評価により再審査を受審する者は、再審査料を財団に納付しなければならない。

審査料の額は別に定める。

9. 再審査の実施

養成施設は、再審査を実施する必要があるときは、財団の指定の日までに概ね本審査と同様な形式で再審査を実施する。詳細は別に定める。

10. 報告書などの提出

1) 養成施設報告

養成施設は、審査終了後、審査料を財団に納付するとともに下記書類を審査終了後 2 週間以内に財団に提出しなければならない。

- ①認定実技審査結果報告書（様式 4）
- ②7に示す必要書類②～⑤の原本（様式 2-1 2-2 3-1 3-2 3-3）
- ③欠席者または傷病により本来の審査を完全に実施することができなかった者の診断書などの原本
- ④意見交換会議事録（別添 1・財団ホームページ参照のこと）
- ⑤派遣審査員アンケート（別添 2・財団ホームページ参照のこと）
- ⑥認定実技審査受審者アンケート（別添 4-1 4-2・財団ホームページ参照のこと）

2) 派遣審査員報告

派遣審査員は、養成施設審査環境アンケート（別添 3・財団ホームページ参照のこと）を、審査終了後 2 週間以内に財団に提出しなければならない。

11. 審査結果の記録・保存

養成施設は、柔道整復師養成施設指導ガイドラインに定めるところにより 7 に示す必要書類②～⑤（様式 2-1 2-2 3-1 3-2 3-3）の写しを保存する。

12. 意見交換会の開催等

1) 意見交換会の開催

審査終了後、直ちに審査に関する意見交換会を開催、議事録を作成し、後日派遣審査員の確認を得なければならない。ただし、派遣審査員の議事録署名は必要としない。

2) 養成施設審査環境・派遣審査員アンケートの記載

- ①自校審査員又は立会人及び養成施設責任者は、審査に関する派遣審査員の評価を行う。
- ②派遣審査員は、審査を担当した養成施設の審査に関する養成施設審査環境アンケートを行う。

3) 認定実技審査受審者アンケートの実施

審査終了後速やかに、受審者にアンケートを実施する。

Ⅱ. 柔道整復実技審査

1. 受審者

- 1) 審査を受審する者として適切な身なりで清潔な白衣を着用すること。
- 2) 傷病による欠席者又は本来の審査を完全に実施することができなかった者は、その理由を証する診断書を養成施設に提出しなければならない。

2. 患者モデル及び助手

- 1) 1会場につき6～8名（各ステーションに3～4名）を配置する。
- 2) 原則として当該養成施設に在籍する下級生とする。
- 3) 患者モデル又は助手を務めるのに適した服装とする。
- 4) 派遣審査員の了解なく審査会場への入退室及び途中交代を禁ずる。

3. 立会人

- 1) 原則として当該養成施設の教員2名を立会人として入室させる。ただし、2名のうち少なくとも1名は専科教員資格を有する者であること。
- 2) 立会人は、審査の状況、当該養成施設の教育内容及び方法の確認のために審査会場に入室するものであり、審査に関する一切の権限を有しない。
- 3) 派遣審査員の了解なく審査会場への入退室及び途中交代を禁ずる。

4. 審査員数

原則として受審者45名を基準とし、受審者45名までは1審査会場とし、各ステーション審査員1組（2名）で審査を行う。

受審者が45名以上の場合は、45名が増える毎に1審査会場を増設する。

5. 審査項目

1) 評価項目

- ①評価1-1（診察及び整復の能力、診察及び検査の能力）
- ②評価1-2（固定の能力）
- ③評価2（口述の能力）

2) 受審項目

受審者は以下の①及び②を受審する。

- ①診察、整復・検査（以下、第1）ステーションにおいて、規定する①～⑯の項目のうちのいずれか1つ（評価1-1）と口述の能力（評価2）とを受審する。
- ②固定（以下、第2）ステーションにおいて規定する①～⑮の項目のうちのいずれか1つ（評価1-2）を受審する。

3) 実技項目

- ①診察、整復・検査ステーション（評価1-1及び評価2）

※柔道整復実技審査個人票（様式3-1）を使用する。

受審者は審査開始前に出題カード（評価1-1）を引き実技項目を決定する。

i 診察、整復・検査の部

評価1-1に規定する項目

- (i) 骨折の診察及び整復の能力

- (1) 鎖骨定型的骨折
- (2) 上腕骨外科頸外転型骨折
- (3) コーレス骨折
- (ii) 脱臼の診察及び整復の能力
 - (4) 肩鎖関節脱臼〔上方脱臼；Tossy 分類の第 2～3 度〕
 - (5) 肩関節前方烏口下脱臼
 - (6) 肘関節後方脱臼
 - (7) 肘内障
- (iii) 軟部組織損傷の診察及び検査の能力
 - (8) 肩腱板損傷
 - (9) 上腕二頭筋長頭腱損傷
 - (10) ハムストリング損傷（肉ばなれ）
 - (11) 大腿四頭筋打撲
 - (12) 膝関節側副靭帯損傷
 - (13) 膝関節十字靭帯損傷
 - (14) 膝関節半月板損傷
 - (15) 下腿三頭筋損傷（肉ばなれ）
 - (16) 足関節外側靭帯損傷

ii 口述の部

評価 1-1 の実技が 5 分以内に終了した受審者に対して、自校審査員が口述の能力（評価 2）に規定する内容の問題を選択し出題する。

②固定ステーション（評価 1-2）

受審者は審査開始前に出題カード（評価 1-2）を引き実技項目を決定する。

※柔道整復実技審査個人票（様式 3-2）を使用する。

評価 1-2 に規定する項目

- (i) 骨折の固定の能力
 - (1) 鎖骨骨折〔リング固定又は 8 字帯若しくは Sayre テープ固定〕
 - (2) 上腕骨骨幹部骨折〔ミッドドルフ三角副子固定〕
 - (3) コーレス骨折〔クラーメル副子と局所副子・三角巾固定〕
 - (4) 第 5 中手骨頸部骨折〔アルミ副子掌側固定〕
 - (5) 下腿骨骨幹部骨折〔クラーメル副子固定〕
 - (6) 肋骨骨折〔さらしと厚紙副子固定〕
- (ii) 脱臼の固定の能力
 - (7) 肩鎖関節上方脱臼〔テープ固定〕
 - (8) 肩関節前方脱臼〔局所副子・三角巾固定〕
 - (9) 肘関節後方脱臼〔クラーメル副子・三角巾固定〕
 - (10) 手第 2 指 PIP 関節背側脱臼〔アルミ副子背側固定〕
- (iii) 軟部組織損傷の固定の能力
 - (11) アキレス腱断裂〔クラーメル副子固定〕
 - (12) 足関節外側靭帯損傷〔局所副子固定〕

- (13) 膝関節内側側副靭帯損傷〔X サポートテープ固定〕
- (14) 足関節外側靭帯損傷〔バスケットウィーブテープ固定〕
- (15) 足関節外側靭帯損傷〔フィギュアエイト・ヒールロックテープ固定〕

6. 審査方法

1) 審査員及び受審者

- ①審査会場の各ステーションとも審査員2名が受審者1名の実技を審査し、評価を行う。
- ②受審者は、審査会場に1名ずつ入室して、第1ステーション、第2ステーションの順に実技審査を受審する。
受審者が第1ステーションの審査が終了し、第2ステーションに移動後、次受審者を入室させ、以下順次これを繰り返す。

2) 審査時間

- ①評価1-1の審査時間は5分とし、評価1-1の実技が5分以内に終了した受審者に対して1分以内で評価2の審査を実施する。
- ②評価1-1の実技が5分以内に終了しなかった場合は評価2の審査に移ることができない。
- ③評価1-1及び評価1-2の実技が5分を経過した場合は、その時点で審査は終了する。つまり、実施していない項目は評価ができないことになる。
- ④評価1-2の審査時間は5分とする。
- ⑤評価1-2の審査は、実技用具の選択は最大1分以内とし、実技用具の選択時間を5分に含まない。(評価1-1の審査で用具を必要とする場合の用具選択時間は5分に含めるものとする。)

3) 実技用具

- ①審査に使用する実技用具は、必要数を養成施設が準備する。
- ②クラーメル・アルミ副子及び局所副子は、予め実技項目の固定に合わせて成形したものを養成施設が準備する。

4) その他

審査員は実技中の受審者に対して質問、回答を誘導することを控え、不明確な実技などの確認は、実技終了後に行う。

7. 評価及び採点方法

1) 評価方法

- ①柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を、柔道整復実技審査個人票(様式3-1、3-2)を用い評価する。
- ②評価1-1及び評価1-2の各項目は各審査員ができたと判断する項に○を、できていないと判断する項には×を記入し、所定の時間内に実技を終了できず評価ができない項は、－を記入する。
- ③評価2(口述の能力)は、審査員が規定する内容で柔道整復師として必要な基本的な知識について回答が一つになるような1問を出題し、回答が適切であると判断するときは○を、極めて不十分である又は誤っていると判断するときは×を記入する。

2) 採点方法

- ①採点は、評価 1-1、評価 1-2 及び評価 2 の各項目に記入した○の数を各審査員の得点（第 1 ステーション 8 点、第 2 ステーション 7 点を満点）とする。
- ②評価 1-1 又は評価 1-2 の得点がそれぞれ 3 点以下である場合、コメント欄に特に不適切であった理由を記載する。

8. 総合評価

審査終了後、派遣審査員は各審査会場別で各審査員の得点を確認のうえ、黒インクで柔道整復実技審査総合評価表（様式 2-1）に転記し、総合評価を行う。

1) 総合評価区分

4 名の審査員の評価得点合計を総合評価とする。総合評価区分（3 段階評価）は下記のとおりとする。

- A …… 30～24 点
- B …… 23～18 点
- C …… 17 点以下

2) 総合評価合格基準

総合評価 A 及び B の受審者は合格とし、総合評価 C の者及び審査を欠席した者は再審査を受審しなければならない。

Ⅲ. 柔道実技審査

本来、柔道整復師としての柔道教育は、競技目的の柔道を教育するものではなく、昇段を目指し柔道整復師の技術のバックボーンである手技や人格の形成、心身の鍛練を目的とし、人としての振舞いの基本（人に対しての接し方や対話の仕方）礼儀作法の習得が最終目標である。従って、下記に掲げる基本的な事項ができていない場合には不合格となることを予め周知されたい。

【基本的な事項】

- ・柔道審査を受審する者としての身嗜み（爪、頭髪、髭、化粧など）が適切である。
- ・装飾品はつけない。（指輪<環>、ネックレス、ピアス、ミサンガ、髪飾りマニキュア、ネイルアートなど）
- ・柔道衣を正しく着る。（上衣の袷が右前・ズボンの後ろ前）
- ・前方回転受身で頭を強く打たない。

1. 受審者

- 1) 審査を受審する者として清潔で適切な規格、ゼッケンが縫い付けてある柔道衣を着用すること。
- 2) 欠席者または傷病により本来の審査を完全に実施することができなかった者は、その理由を証する診断書（医師による診断書が取れない場合には養成施設長の証明書）を派遣審査員に提出しなければならない。また、審査終了後には、速やかに診断書又は証明書を財団に提出しなければならない。

2. 立会人

- 1) 当該養成施設の教員1名を立会人として審査会場に入室させる。
- 2) 立会人は、審査の状況、当該養成施設の教育内容及び方法の確認のために審査会場に入室するものであり、審査に関する一切の権限を有しない。
- 3) 派遣審査員の了解なく審査会場への入退室及び途中交代を禁ずる。

3. 審査員数

原則として受審者90名を基準とし、受審者90名までは1審査会場とし審査員1組（2名）で審査を行う。受審者が91名以上の場合は審査会場を増設する。

4. 審査項目

1) 評価項目

- ①評価 1（服装・態度）
- ②評価 2（礼法）
- ③評価 3（受身）
- ④評価 4（投の形）
- ⑤評価 5（約束乱取）

2) 実技項目

①評価 1 (服装・態度)

柔道衣の着方、言動行動

②評価 2 (礼法)

自然本体の構え、立礼、正坐のしかた、坐礼など

③評価 3 (受身)

右前方回転受身、左前方回転受身

④評価 4 (投の形)

手技 …… 浮落、背負投、肩車[※]

腰技 …… 浮腰、払腰、釣込腰[※]

足技 …… 送足払、支釣込足、内股[※]

※の技については受審者の実力と十分な安全を考慮し出題すること。

⑤評価 5 (約束乱取)

1 分間程度の約束乱取を行う。

※受審者がお互いに2~3本投げ合うことではない。

5. 出題方法

1) 審査員はすべての評価項目を出題する。審査員は、評価 1~5 を順に出題する。評価 4 については上記 9 つの技の中から一つを選択し出題する。

2) 評価 4 の出題は、受審者ごとに変更し、派遣審査員が出題する。

3) 柔道実技審査が不可能な者に対しては口頭試問により評価を行う。

口頭試問の出題項目 ①柔道について

②礼法について

③国際柔道試合審判規定について

※上記の出題項目①~③について各 2 題、計 6 題を出題する。

【口頭試問の場合の注意事項】

1. 実技審査が可能かどうかを学校側が明示する。

2. 実技審査が可能な場合には一切口頭試問は行わない。

無理をさせてはならないが、一通りの実技審査を行う。

(たとえ前日に骨折等の負傷があっても、養成施設側より実技審査を行う明示があった場合には実技審査を行う)

3. 口頭試問は柔道衣で行う。

4. 口頭試問であっても F 評価に該当する場合には、相当の評価を行う。

6. 審査方法

1) 審査員及び受審者

- ①審査員 2 名中 1 名は自校審査員、もう 1 名は財団からの派遣審査員とする。
- ②各審査会場につき審査員 2 名が受審者 2 名の実技を審査し、個々に評価を行う。
- ③審査会場には 2 名ずつ入室する。

2) 審査時間

- ①受審者 1 組につき審査時間は、評価 1 ～ 評価 5 をすべて行い、1 組 5 分を標準として実施する。
- ②口頭試問の場合には、5 分を経過した時点で審査は終了とする。

3) 実技用具

- ①審査に使用する実技用具は、養成施設が準備し、会場に備える。

7. 評価及び採点方法

1) 評価方法

- ①柔道実技審査個人票（様式 3-3）を用いて、出題した実技項目の各項目について評価する。
- ②評価の各項目は各審査員ができたと判断する項に○、できていないと判断する項には×を記入し、所定の時間内に実技を終了できず評価ができない項には－を記入する。（△は評価としないこと）
- ③各項目の評価は、2 名の審査員の合意により評価するものではなく、各審査員が個々に評価する。

2) 採点方法

- ①採点は評価 1 ～ 評価 5 の各項目に記入した○の数を各審査員の評価得点（25 点満点）とする。
※○の数が 0 個の場合は 0 点となる。
- ②それぞれの審査員の得点が 13 点以下である場合又は F 評価をした場合には、必ずコメント欄に不適切であった理由を記載する。

8. 総合評価

- 1) 審査終了後、派遣審査員は各審査会場別で各審査員の評価得点を確認のうえ黒インクで柔道実技審査総合評価表（様式 2-2）に転記し、総合評価を行う。

2) 総合評価区分

- ① 2 名の審査員の評価得点合計を総合評価とする。
総合評価区分（3 段階 評価）は下記のとおりとする。

- A 50～40点
B 39～30 点
C 29 点以下

- ② 2 名の審査員のうち 1 名の総合評価が F となった者は再審査を受審しなければならない。

《 F 評価の基準 》

柔道審査を受審する者としての身嗜みについて

- 相手に負傷を負わせるような長さに爪を伸ばしている
- 極端な茶髪や頭髪をしている
- 無精髭を生やしている 派手な化粧をしている

装飾品はつけないについて

- 指輪<環>、ネックレス、ピアス、ミサंगा、髪飾り、マニキュア、
ネイルアートなどを着けて審査を受けている

柔道衣を正しく着るについて

- 上衣の袷が右前になって着ている
- ズボンを後ろ前に穿いている

前方回転受身で頭を強く打たないについて

- 頭を強く着きながら回転して受身をしている

③口頭試問における評価は 1 問 1 点合計 6 点満点とし、2 名の審査員の合計で次のように総合評価（2 段階評価）をする。

B 12～8 点

C 7 点以下

④総合評価A及びBの受審者は合格とし、審査を欠席した者及び総合評価 C の者は再審査を受審しなければならない。

IV. 審査に必要な書式類

認定実技審査受審票

(様式1)

受審番号	
フリガナ 氏名	

審査内容	柔道整復実技		柔道実技
	第1ステーション	第2ステーション	

※審査員は審査終了時、終了した審査内容欄に✓印を付けてください。

【 注 意 事 項 】

1. 認定実技審査は、柔道整復師養成施設指導ガイドラインに規定する制度である。
2. 審査当日は、必ず指定時間までに指定の場所に集合すること(時間厳守)。
3. 受審票は、審査当日持参し、審査時に審査員に提示すること。
4. 審査当日、白衣及び柔道衣を持参すること。

柔道整復実技審査総合評価表

(様式 2-1)

審査実施日 平成 年 月 日

養成施設コード	〔派遣審査員氏名〕
〔養成施設名〕	〔派遣審査員氏名〕
	〔自校審査員氏名〕
	〔自校審査員氏名〕
	〔立会人氏名〕
	〔立会人氏名〕

審査会場ごとに派遣審査員が各審査員の評価得点を確認のうえ、黒インクで転記し、総合評価を記載する。

No.	受審番号	氏 名 生年月日	出題番号	得 点			総合評価	備 考
				派遣	自校	合計		
		フリガナ (年 月 日生)	1-1				A B C	
			1-2					
		フリガナ (年 月 日生)	1-1				A B C	
			1-2					
		フリガナ (年 月 日生)	1-1				A B C	
			1-2					
		フリガナ (年 月 日生)	1-1				A B C	
			1-2					
		フリガナ (年 月 日生)	1-1				A B C	
			1-2					
		フリガナ (年 月 日生)	1-1				A B C	
			1-2					
		フリガナ (年 月 日生)	1-1				A B C	
			1-2					
		フリガナ (年 月 日生)	1-1				A B C	
			1-2					
		フリガナ (年 月 日生)	1-1				A B C	
			1-2					
		フリガナ (年 月 日生)	1-1				A B C	
			1-2					
小 計(人)								

総合評価 A(評価合計得点30～24点) B(評価合計得点23～18点) C(評価合計得点17点以下)

※女子の審査順序は、前又は後ろに集合させる。

※日本国籍を有しない者の生年月日は西暦とする。

※備考欄には、審査方法などに考慮が必要な理由又は欠席の理由を記載する。

※柔道整復師養成施設指導ガイドライン6-(7)に係る審査結果の記録・保存に留意願います。

柔道実技審査総合評価表

(様式 2-2)

審査実施日 平成 年 月 日

養成施設コード		〔派遣審査員氏名〕
〔養成施設名〕		〔自校審査員氏名〕
		〔立会人氏名〕

審査会場ごとに派遣審査員が各審査員の評価得点を確認のうえ、黒インクで転記し、総合評価を記載する。

No.	受審番号	氏名 生年月日	投の形の 出題番号	得点			総合評価	備考	
				派遣	自校	合計			
		フリガナ (年 月 日生)					A B C		
		フリガナ (年 月 日生)					A B C		
		フリガナ (年 月 日生)					A B C		
		フリガナ (年 月 日生)					A B C		
		フリガナ (年 月 日生)					A B C		
		フリガナ (年 月 日生)					A B C		
		フリガナ (年 月 日生)					A B C		
		フリガナ (年 月 日生)					A B C		
		フリガナ (年 月 日生)					A B C		
		フリガナ (年 月 日生)					A B C		
		フリガナ (年 月 日生)					A B C		
		フリガナ (年 月 日生)					A B C		
		フリガナ (年 月 日生)					A B C		
小計(人)									

総合評価 A(評価合計得点50~40点) B(評価合計得点39~30点) C(評価合計得点29点以下)

- ※女子の審査順序は、前又は後ろに集合させる。
- ※日本国籍を有しない者の生年月日は西暦とする。
- ※備考欄には、審査方法などに考慮が必要な理由又は欠席の理由を記載する。
- ※F評価は備考欄に記載すること。
- ※柔道整復師養成施設指導ガイドライン6-(7)に係る審査結果の記録・保存に留意願います。

柔道整復実技審査 個人票 [評価 1-1, 2]

(様式 3-1)

養成施設名			
受審番号		受審者氏名	

実 技 項 目	①～⑦ 診察及び整復・⑧～⑯ 診察及び検査の能力	
	① 鎖骨定型的骨折 ② 上腕骨外科頸外転型骨折 ③ コーレス骨折 ④ 肩鎖関節上方脱臼 ⑤ 肩関節前方烏口下脱臼 ⑥ 肘関節後方脱臼 ⑦ 肘内障	⑧ 肩腱板損傷 ⑨ 上腕二頭筋長頭腱損傷 ⑩ ハムストリングス損傷 (肉ばなれ) ⑪ 大腿四頭筋打撲 ⑫ 膝関節側副靭帯損傷 ⑬ 膝関節十字靭帯損傷 ⑭ 膝関節半月板損傷 ⑮ 下腿三頭筋損傷 (肉ばなれ) ⑯ 足関節外側靭帯損傷
出題した問題番号を記入して下さい :		

評価1-1 ①～⑦ 診察及び整復		評価1-1 ⑧～⑯ 診察及び検査	
すべてチェック (できた:○ できない:×、評価できない:ー)			
1) 患者の誘導が適切である		1) 患者の誘導が適切である	
2) 全身状態の観察が適切である		2) 全身状態の観察が適切である	
3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である		3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である	
4) 助手への指示が適切である		4) 検査の準備が適切である	
5) 受審者の整復準備が適切である		5) 一つ目の検査手順が適切である	
6) 整復の手順が適切である		6) 二つ目の検査手順が適切である	
7) 整復後の確認が適切である		7) 検査後の確認が適切である	
採 点		採 点	
	点		点
所要時間	分 秒	所要時間	分 秒

評価2 口述の能力 (1題出題し、正解:○ 間違い:× 評価できない:ー)			
注意. 国家試験必修問題レベルの出題をして下さい。			
1) 発生機序の説明ができる		6) その他の整復・固定・検査法の説明ができる	
2) 転位の説明ができる		7) 整復(検査)又は固定の注意点を説明できる	
3) 鑑別に関する説明ができる		8) 固定期間の説明ができる	
4) 症状又は所見の説明ができる		9) 指導管理の説明ができる	
5) 合併症の説明ができる		10) 予後の説明ができる	
採 点			点

コメント (評価1-1の採点が3点以下のときは、詳細な理由を記載すること)	評価1-1、評価2の合計
	点

審査員氏名	派遣 自校	審査実施日	平成	年	月	日
-------	----------	-------	----	---	---	---

柔道整復実技審査 個人票 [評価 1-2]

(様式 3-2)

養成施設名			
受審番号		受審者氏名	

実 技 項 目	固定の能力	
	①鎖骨骨折 [リング固定又は8字帯、Sayreテープ固定]	⑬膝関節内側側副靭帯損傷 [Xサポートテープ固定]
	②上腕骨骨幹部骨折 [ミッドドルフ三角副子固定]	⑭足関節外側靭帯損傷 [バスケットウィーブテープ固定]
	③コーレス骨折 [クラーメル副子と局所副子・三角巾固定]	⑮足関節外側靭帯損傷 [フィギュアエイト・ヒールロックテープ固定]
	④第5指中手骨頸部骨折 [アルミ副子掌側固定]	
	⑤下腿骨骨幹部骨折 [クラーメル副子固定]	
	⑥肋骨骨折 [さらしと厚紙副子固定]	
	⑦肩鎖関節上方脱臼 [テープ固定]	
	⑧肩関節前方脱臼 [局所副子・三角巾固定]	
	⑨肘関節後方脱臼 [クラーメル副子・三角巾固定]	
	⑩手第2指PIP関節背側脱臼 [アルミ副子背側固定]	
	⑪アキレス腱断裂 [クラーメル副子固定]	
⑫足関節外側靭帯損傷 [局所副子固定]		
出題した問題番号を記入して下さい :		

評価1-2 ①～⑫ 固定の能力		評価1-2 ⑬～⑮ 固定の能力	
すべてチェック (できた:○ できない:×、評価できない:ー)			
1) 固定材料の選択が適切である		1) 固定材料の選択が適切である	
2) 患者への説明が適切である		2) 患者への説明が適切である	
3) 助手への指示が適切である		3) 固定肢位が適切である	
4) 固定の準備が適切である		4) 固定の準備が適切である	
5) 固定材料の使用方法が適切である		5) 固定材料の使用方法が適切である	
6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である		6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である	
7) 固定後の確認が適切である		7) 固定後の確認が適切である	
採 点	点	採 点	点
所要時間	分 秒	所要時間	分 秒

コメント (採点が3点以下のときは、詳細な理由を記載すること)	得 点
	点

審査員氏名	派遣 自校	審査実施日 平成 年 月 日
-------	----------	----------------

柔道実技審査 個人票

(様式 3-3)

養成施設名			
受審番号		受審者名	

必修項目: 次の事項ができない場合には総合評価得点が F となります (F となった場合は必ずコメントを記入)

- ・柔道審査を受審する者としての身嗜み(爪、頭髪、髭、化粧など)が適切であり、装飾品はつけていないこと
(ネックレス、ピアス、ミサンガ、マニキュア、付け爪など)
- ・柔道衣が右前、ズボンが後ろ前
- ・前方回転受身で強く頭を打つ すべてチェック (できた:○ できない:× 評価できない:ー)

※ 「投の形」で出題した項目に○印をつけてください。

実技項目	服装・態度	柔道を行うに当たり基本的な事項を審査する
	礼法	受身・形・約束乱取において礼法が正しく行われているかを審査する
	受身	左右の前方回転受身がしっかりできるかを審査する
	投の形	①浮落 ②背負投 ③肩車 ④浮腰 ⑤払腰 ⑥釣込腰 ⑦送足払 ⑧支釣込足 ⑨内股から一つを選択し審査する
	約束乱取	技の理合いに合った崩し方、入り方、技の受け方、受身が適切にできるかを審査する
	口頭試問	通常の審査が不可能な者を対象に行う 柔道について・礼法について・国際柔道試合審判規定について(各2題出題) 審査する

評価1	服装・態度	判定	評価4	形	判定
1	柔道衣の着方		1	正しい間合い	
2	行動・言動		2	正しい組み方	
合計			3	正しい足運び	
評価2	礼法	判定	4	正しい崩し方	
1	気をつけの姿勢		5	正しい投げ方	
2	正しい自然本体の構え		6	正しい受身	
3	立礼の正しい姿勢		7	残身	
4	左前右後、左坐右起		8	正しい服装の直し方	
5	正しい坐り方、立ち方		合計		
6	坐礼の正しい姿勢		評価5	乱取	判定

合計			1	正しい間合い	
評価3	受身	判定	2	正しい投げ方	
1	正しい手の着き方		3	正しい受身	
2	適切な回転		4	技の習得	
3	正しい受身で立つ		5	覇気	
4	大きな受身		合計		
合計					

口頭試問評価 (各項目2題出題)		内容	判定
1	柔道について (2点)		点
2	礼法について (2点)		点
3	審判規定について (2点)		点

コメント (得点が13点以下又はFの場合、必ずコメントを記入)	得点
	点

審査員氏名 派遣 審査実施日 平成 年 月 日
自校

平成 年 月 日

公益財団法人柔道整復研修試験財団

代表理事 福島 統 殿

養成施設名

校長名 _____ 印

認定実技審査結果報告書

柔道整復師養成施設指導ガイドライン（平成27年3月31日付け医政発0331第33号）に基づく認定実技審査結果について、下記の通り報告いたします。

記

1. 対象者数 総数 _____ 名（男子 _____ 名 女子 _____ 名）内、欠席者 _____ 名

2. 審査実施日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 実施時間 _____ 時から _____ 時まで

4. 審査員氏名

【柔道整復実技】

【柔道実技】

1) _____ 審査員 7) _____ 審査員 1) _____ 審査員

2) _____ 審査員 8) _____ 審査員 2) _____ 審査員

3) _____ 審査員 9) _____ 審査員 3) _____ 審査員

4) _____ 審査員 10) _____ 審査員 4) _____ 審査員

5) _____ 審査員 11) _____ 審査員

6) _____ 審査員 12) _____ 審査員

5. 再審査について（該当する場合のみ記入すること）

対象者数 : 柔道整復実技 _____ 名（C評価 _____ 名、欠席 _____ 名）

: 柔道実技 _____ 名（C評価 _____ 名、欠席 _____ 名）

自校審査員 : 柔道整復実技 有 ・ 無

: 柔道実技 有 ・ 無

再審査日 : 第1希望日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

: 第2希望日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注) 他校との合同再審査を実施することがあります。

公益財団法人 柔道整復研修試験財団

2. 柔道整復実技審査

実技の全般的な概要	
診	察：全身症状や患肢の確認をして、鎖骨骨折の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
整	復：①整復法に応じて助手を使い、患者及び助手に指示をする。 ②整復は原則として坐位または背臥位とする。 ③整復操作の手順を口述し、整復操作を行う。
※1. 行動には必要な口述を加える。	
※2. 2) 全身状態の観察、7) における全身と患肢状態は口述を主とする。	
※3. 3) における循環と感覚確認、7) における整復確認は健側との比較行動を原則とする。	

評価項目および評価のポイント

1) 患者の誘導が適切である。	患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。 行動：鎖骨骨折状態の再現、愛護的な行動 評価：来院時の患肢保持等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
2) 全身状態の観察が適切である。	問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。 行動：全身状態の観察方法を口述 評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。	問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。 行動：鎖骨骨折と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述 評価：受傷機序、疼痛緩和肢位、鎖骨中外 1/3 境界部位の触知、典型的な転位と変形、他損傷との鑑別、橈骨動脈拍動と感覚確認
4) 助手への指示が適切である。	助手の役割が明確で整復の補助動作を適切に指示できるか。 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、胸郭拡大、上腕と前腕の保持〕
5) 受審者の整復準備が適切である。	整復に適した受審者の位置取り、姿勢、患肢の把握が適切にできるか。 行動：整復準備の実施と口述 評価：整復に適した位置と姿勢、把握部位〔近位骨片と遠位骨片〕
6) 整復の手順が適切である。	整復の各動作が矛盾のない順序で適切にできるか。 行動：整復の実施と口述 評価：整復の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的 〔胸郭拡大で短縮転位整復、上腕と肩甲骨を引き上げ下方転位整復、近位骨片を圧迫し上方転位整復〕
7) 整復後の確認が適切である。	問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、整復の評価が適切にできるか。 行動：全身と患肢状態の観察を口述、整復確認の実施と口述 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、転位と変形の消失

実技の全般的な概要

- 診 察：全身症状や患肢の確認をして、上腕骨外科頸外転型骨折の判断や鑑別などの根拠を示す。
当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
- 整 復：①整復法に応じて助手を使い、患者及び助手に指示をする。
②整復は原則として背臥位とする。
③整復操作の手順を口述し、整復操作を行う。
- ※1. 行動には必要な口述を加える。
※2. 2) 全身状態の観察、7) における全身と患肢状態は口述を主とする。
※3. 3) における循環と感覚確認、7) における整復確認は健側との比較行動を原則とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 患者の誘導が適切である。
患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。
行動：外科頸骨折状態の再現、愛護的な行動
評価：来院時の患肢保持等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
- 2) 全身状態の観察が適切である。
問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。
行動：全身状態の観察方法を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
- 3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。
問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。
行動：外科頸骨折と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述
評価：受傷機序、疼痛緩和肢位、上腕骨外科頸部の触知、典型的な転位と変形、他損傷との鑑別、橈骨動脈拍動と感覚確認
- 4) 助手への指示が適切である。
助手の役割が明確で整復の補助動作を適切に指示できるか。
行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
評価：助手への模範動作と指示〔整復法に応じた適切な立ち位置、骨片の固定又は操作〕
- 5) 受審者の整復準備が適切である。
整復に適した受審者の位置取り、姿勢、患肢の把持が適切にできるか。
行動：整復準備の実施と口述
評価：整復に適した位置と姿勢、把持部位
- 6) 整復の手順が適切である。
整復の各動作が矛盾のない順序で適切にできるか。
行動：整復の実施と口述
評価：整復順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的
〔遠位長軸方向に牽引、遠位骨片の外方引き出しと内転、前方挙上〕
- 7) 整復後の確認が適切である。
問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、整復の評価が適切にできるか。
行動：全身と患肢状態の観察を口述、整復確認の実施と口述
評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、転位と変形の消失

実技の全般的な概要

診 察：全身症状や患肢の確認をして、コーレス骨折の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。

整 復：①整復法に応じて助手を使い、患者及び助手に指示をする。
 ②整復は原則として背臥位または坐位とする。
 ③整復法は屈曲整復法、牽引直圧法を標準とし、整復操作の手順を口述し、整復操作を行う。

※1. 行動には必要な口述を加える。
 ※2. 2) 全身状態の観察、7) における全身と患肢状態は口述を主とする。
 ※3. 3) における循環と感覚確認、7) における整復確認は健側との比較行動を原則とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 患者の誘導が適切である。
 患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。
 行動：コーレス骨折状態の再現、愛護的な行動
 評価：来院時の患肢保持等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
- 2) 全身状態の観察が適切である。
 問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。
 行動：全身状態の観察方法を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
- 3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。
 問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。
 行動：コーレス骨折と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述
 評価：受傷機序、疼痛緩和肢位、コーレス骨折部位の触知、典型的な転位と変形、他損傷との鑑別、橈骨動脈拍動（爪圧迫試験）と感覚確認
- 4) 助手への指示が適切である。
 助手の役割が明確で整復の補助動作を適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、骨折部直上を両母指で把持、対向牽引は前腕軸の近位方向〕
- 5) 受審者の整復準備が適切である。
 整復に適した受審者の位置取り、姿勢、患肢の把持が適切にできるか。
 行動：整復準備の実施と口述
 評価：整復に適した位置と姿勢、把握部位〔両母指で遠位骨片背側、両示指以下の4指は掌側〕
- 6) 整復の手順が適切である。
 整復の各動作が矛盾のない順序で適切にできるか。
 行動：整復の実施と口述
 評価：整復順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的
 屈曲整復；背屈する支点が骨折部に一致、母指で遠位骨片背側を遠位方向に圧迫（引出す）、遠位骨片が近位骨片の遠位端に接合、遠位骨片を徐々に掌屈
 牽引直圧；牽引が橈骨長軸方向に一致、十分な牽引力の保持、直圧の適切な部位と方向
- 7) 整復後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、整復の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、整復確認の実施と口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、転位と変形の消失

実技の全般的な概要

- 診 察：全身症状や患肢の確認をして、肩鎖関節上方脱臼の第 2・3 度の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
- 整 復：①整復法に応じて助手を使い、患者及び助手に指示をする。
 ②整復は原則として坐位とする。
 ③整復操作の手順を口述し、整復操作を行う。
- ※ 1. 行動には必要な口述を加える。
 ※ 2. 2) 全身状態の観察、7) における全身と患肢状態は口述を主とする。
 ※ 3. 3) における循環と感覚確認、7) における整復確認は健側との比較行動を原則とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 患者の誘導が適切である。
 患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。
 行動：上方脱臼状態の再現、愛護的な行動
 評価：来院時の患肢保持等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
- 2) 全身状態の観察が適切である。
 問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。
 行動：全身症状の観察方法を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
- 3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。
 問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。
 行動：肩鎖関節上方脱臼と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述
 評価：受傷機序、疼痛緩和肢位、鎖骨外端の触知、典型的な転位と変形、弾発性固定、他損傷との鑑別、橈骨動脈拍動と感覚確認
- 4) 助手への指示が適切である。
 助手の役割が明確で整復の補助動作を適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、肩部を後方に引き体幹を固定〕
- 5) 受審者の整復準備が適切である。
 整復に適した受審者の位置取り、姿勢、患肢の把持が適切にできるか。
 行動：整復準備の実施と口述
 評価：整復に適した位置と姿勢、把持部位〔両手で患者の上腕、前腕を把持し後上方に持ち上げ保持〕
- 6) 整復の手順が適切である。
 整復の各動作が矛盾のない順序で適切にできるか。
 行動：整復手順の実施と口述
 評価：整復の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的
 〔一手で上肢全体を上方に押し上げる、他手で鎖骨外端を下方に圧迫〕
- 7) 整復後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、整復の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、整復確認の実施と口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、転位と変形の消失

実技の全般的な概要	
診	察：全身症状や患肢の確認をして、肩関節前方烏口下脱臼の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
整	復：①整復法に応じて助手を使い、患者及び助手に指示をする。 ②整復は原則として背臥位とする。コッヘル法は坐位でもよい。 ③コッヘル法又はヒポクラテス法を標準とし、整復操作の手順を口述し、整復操作を行う。 ※ゼロポジションでの整復なども可とする。
※1. 行動には必要な口述を加える。	
※2. 2) 全身状態の観察、7) における全身と患肢状態は口述を主とする。	
※3. 3) における循環と感覚確認、7) における整復確認は健側との比較行動を原則とする。	

評価項目および評価のポイント

1) 患者の誘導が適切である。	患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。 行動：前方脱臼状態の再現、愛護的な行動 評価：来院時の患肢保持等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
2) 全身状態の観察が適切である。	問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。 行動：全身状態の観察方法を口述 評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。	問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。 行動：肩関節前方烏口下脱臼と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述 評価：受傷機序、疼痛緩和肢位、骨頭位置、典型的な転位と変形、弾発性固定、他損傷との鑑別、橈骨動脈拍動と感覚確認
4) 助手への指示が適切である。	助手の役割が明確で整復の補助動作が適切に指示できるか。 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正 評価：助手への模範動作と指示 〔コッヘル法：適切な立ち位置、肩部あるいは体幹部を固定、坐位では両肩部及び体幹を固定〕 〔ヒポクラテス法：適切な立ち位置、肩部を固定、あるいはベッドサイドで症状急変時に対応〕
5) 受審者の整復準備が適切である。	整復に適した受審者の位置取り、姿勢、患肢の把持が適切にできるか。 行動：整復準備の実施と口述 評価：整復に適した位置と姿勢、把持部位 〔コッヘル法：患者の肘屈曲位、一手で上腕部、他手で前腕遠位部を把持〕 〔ヒポクラテス法：腋窩部に術者の足部を入れ、両手で前腕遠位部を把持〕
6) 整復の手順が適切である。	整復の各動作が矛盾のない順序で適切にできるか。 行動：整復手順の実施と口述 評価：整復順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的 〔コッヘル法：牽引しながら内転、外旋、内転屈曲、内旋〕 〔ヒポクラテス法：牽引しながら外転・外旋、足部を支点に内転・内旋〕
7) 整復後の確認が適切である。	問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、整復の評価が適切にできるか。 行動：全身と患肢状態の観察を口述、整復確認の実施と口述 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、転位と変形の消失

実技の全般的な概要

- 診 察：全身症状や患肢の確認をして、肘関節後方脱臼の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
- 整 復：①整復法に応じて助手を使い、患者及び助手に指示をする。
 ②整復は原則として背臥位とする。
 ③整復操作の手順を口述し、整復操作を行う。
- ※1. 審査全体を通して、行動には必要な口述を加える。
 ※2. 2) 全身状態の観察、7) における全身と患肢状態は口述を主とする。
 ※3. 3) における循環と感覚確認、7) における整復確認は健側との比較行動を原則とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 患者の誘導が適切である。
 患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。
 行動：後方脱臼状態の再現、愛護的な行動
 評価：来院時の患肢保持等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
- 2) 全身状態の観察が適切である。
 問診、視診、触診により全身症状の観察が適切にできるか。
 行動：全身状態の観察方法を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
- 3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。
 問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。
 行動：肘関節後方脱臼と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述
 評価：受傷機序、疼痛緩和肢位、肘頭・ヒューター線の位置、典型的な転位と変形、弾発性固定、他損傷との鑑別、橈骨動脈拍動と感覚確認
- 4) 助手への指示が適切である。
 助手の役割が明確で整復の補助動作が適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、上腕近位部を固定〕
- 5) 受審者の整復準備が適切である。
 整復に適した受審者の位置取り、姿勢、患肢の把持が適切にできるか。
 行動：整復準備の実施と口述
 評価：整復に適した位置と姿勢、把持部位〔一手は手関節、他手は肘関節部〕
- 6) 整復の手順が適切である。
 整復の各動作が矛盾のない順序で適切にできるか。
 行動：整復手順の実施と口述
 評価：整復の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的
 〔上腕あるいは前腕長軸方向に牽引、上腕遠位端部の圧迫、肘頭の圧迫、肘関節屈曲〕
- 7) 整復後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、整復の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、整復確認の実施と口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、転位と変形の消失

実技の全般的な概要

- 診 察：全身症状や患肢の確認をして、肘内障の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
- 整 復：①整復法に応じて助手（助手は保護者役）を使い、患者及び助手に指示をする。
 ②整復は原則として坐位とする。
 ③定型的症例に応じ整復操作の手順を口述し、整復操作を行う。
- ※1. 行動には必要な口述を加える。
 ※2. 2) 全身状態の観察、7) における全身と患肢状態は口述を主とする。
 ※3. 3) における循環と感覚確認、7) における整復確認は健側との比較行動を原則とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 患者の誘導が適切である。
 患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。
 行動：肘内障状態の再現、愛護的な行動
 評価：来院時の患肢保持等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
- 2) 全身状態の観察が適切である。
 問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。
 行動：全身症状の確認方法を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
- 3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。
 問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。
 行動：肘内障と判断した根拠を口述、循環確認を実施と口述
 評価：受傷機序、疼痛緩和肢位、疼痛、腫脹の有無、機能障害、他損傷との鑑別、橈骨動脈拍動
- 4) 助手（保護者）への指示が適切である。
 助手（保護者）の役割が明確で整復の補助動作を適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔保護者役の助手は患者の横に寄り添うだけでよい。患児の体幹を後方から抱きかかえる旨を口述〕
- 5) 受審者の整復準備動作が適切である。
 整復に適した受審者の位置取り、姿勢、患肢の把持が適切にできるか。
 行動：整復準備の実施と口述
 評価：整復に適した位置と姿勢、把持部位〔一手は肘関節部で母指は橈骨頭、他手は前腕遠位部〕
- 6) 整復の手順が適切である。
 整復の各動作が矛盾のない順序で適切にできるか。
 行動：整復手順の実施と口述
 評価：整復の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的
 [肘関節最終屈曲位での回内・回外または肘伸展位から回内しながら屈曲、クリック聴取]
- 7) 整復後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、整復の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、整復確認の実施と口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環確認、患肢の使用確認

実技の全般的な概要	
診	察：全身症状や患肢の確認をして、腱板損傷の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
検	査：①検査は原則として坐位とする。 ②検査法は painful arc sign、drop arm sign、impingement sign（Hawkins または Neer）を標準とし、2つの検査手順を実施し口述する。
※1. 行動には必要な口述を加える。	
※2. 2) 全身状態の観察、7) 検査後の確認は口述を主とする。	
※3. 3) における循環と感覚確認は健側との比較行動を原則とする。	

評価項目および評価のポイント

1)	<p>患者の誘導が適切である。 患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。 行動：腱板損傷状態の再現、愛護的な行動 評価：来院時の患肢保持等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認</p>
2)	<p>全身状態の観察が適切である。 問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。 行動：全身状態の観察方法を口述 評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認</p>
3)	<p>患肢と損傷部位の状態把握が適切である。 問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。 行動：腱板損傷と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述 評価：受傷機序、肩峰下（大結節部）疼痛と圧痛、外転障害、完全断裂では陥凹触知、橈骨動脈拍動と感覚確認</p>
4)	<p>検査の準備が適切である。 検査に適した受審者の位置取り、姿勢、患者の体位、患肢の把持が適切にできるか。 行動：検査準備の実施と口述 評価：検査に適した位置と姿勢、椅子やベッドに座位、把持部位 〔painful arc ；一手を上腕遠位部、他手を肩峰周辺に当てる〕 〔drop arm ；前腕遠位を把持〕 〔impingement（Hawkins）；一手を肩峰部、他手を肘部（Neer）；一手を肩部、他手を前腕遠位部〕</p>
5)	<p>一つ目の検査手順が適切である。 患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。 行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述 評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価</p>
6)	<p>二つ目の検査手順が適切である。 患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。 行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述 評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価 〔painful arc ；肩甲骨面の挙上、肩峰下で疼痛を訴える角度範囲〕 〔drop arm ；肩甲骨面の挙上、落下を想定した患肢支持、90° 挙上位保持の可否〕 〔impingement（Hawkins）；肩甲骨運動制動、肘屈曲・肩内旋位で肩甲骨面挙上、肩峰下疼痛確認〕 〔Neer）；肩甲骨運動制動、肘伸展・肩内旋位で前方挙上、肩峰下疼痛確認〕</p>
7)	<p>検査後の確認が適切である。 問診、視診、触診により全身と患肢状態の観察が適切にできるか。 行動：全身と患肢状態の観察を口述 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認</p>

実技の全般的な概要

- 診 察：全身症状や患肢の確認をして、上腕二頭筋長頭腱損傷の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
- 検 査：①検査は原則として座位とする。
②検査法は Yergason test, Speed test, elbow flexion test を標準とし、2つの検査手順を実施し口述する。
- ※1. 行動には必要な口述を加える。
※2. 2) 全身状態の観察、7) 検査後の確認は口述を主とする。
※3. 3) における循環と感覚確認は健側との比較行動を原則とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 患者の誘導が適切である。
患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。
行動：上腕二頭筋長頭腱損傷状態の再現、愛護的な行動
評価：来院時の患肢保持等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
- 2) 全身状態の観察が適切である。
問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。
行動：全身状態の観察方法を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
- 3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。
問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。
行動：長頭腱損傷と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述
評価：受傷機序、結節間溝部の疼痛と圧痛、筋力低下、橈骨動脈拍動と感覚確認
- 4) 検査の準備が適切である。
検査に適した受審者の位置取り、姿勢、患者の体位、患肢の把持が適切にできるか。
行動：検査準備の実施と口述
評価：検査に適した位置と姿勢、椅子やベッドに座位、把握部位
〔Speed ; 一手を肩部、他手を前腕遠位部〕
〔Yergason, elbow flexion ; 一手を肩部あるいは肘部、他手を手部〕
- 5) 一つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
- 6) 二つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
〔Speed ; 肩屈曲、肘伸展位、前腕回外位で肩屈曲に抵抗、結節間溝部の疼痛確認〕
〔Yergason ; 肩下垂、肘 90° 屈曲、前腕回外に抵抗、結節間溝部の疼痛確認〕
〔elbow flexion ; 前腕回外位で肘屈曲に抵抗、結節間溝部の疼痛確認〕
- 7) 検査後の確認が適切である。
問診、視診、触診により全身と患肢状態の観察が適切にできるか。
行動：全身と患肢状態の観察を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認

実技の全般的な概要

- 診 察：全身症状や患肢の確認をして、ハムストリングス損傷の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
- 検 査：①検査法に応じて腹臥位または背臥位とする。
②検査の評価基準は疼痛とし、2つの検査手順を実施し口述する。
- ※1. 行動には必要な口述を加える。
※2. 2) 全身状態の観察、7) 検査後の確認は口述を主とする。
※3. 3) における循環と感覚確認は健側との比較行動を原則とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 患者の誘導が適切である。
患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。
行動：ハムストリングス損傷状態の再現、愛護的な行動
評価：来院時の患肢状態等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
- 2) 全身状態の観察が適切である。
問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。
行動：全身状態の観察方法を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
- 3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。
問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。
行動：ハムストリングス損傷と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述
評価：受傷機序、跛行、疼痛と圧痛、腫脹、機能障害、足背または後脛骨動脈脈拍と感覚確認
- 4) 検査の準備が適切である。
検査に適した受審者の位置取り、姿勢、患者の体位、患肢の把持が適切にできるか。
行動：検査準備の実施と口述
評価：検査に適した位置と姿勢、椅子やベッドに座位、把持部位
〔収縮；腹臥位、一手で患肢下腿遠位部、他手は骨盤部〕
〔伸長；背臥位、一手で患肢下腿遠位部、他手は骨盤部〕
- 5) 一つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
- 6) 二つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
〔収縮；膝関節屈曲指示、検者は屈曲に抵抗を加える、損傷部に一致した疼痛確認〕
〔伸長；力を抜くよう指示、検者は股関節を徐々に屈曲挙上（SLR）、疼痛出現角度確認〕
- 7) 検査後の確認が適切である。
問診、視診、触診により全身と患肢状態の観察が適切にできるか。
行動：全身と患肢状態の観察を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認

実技の全般的な概要

- 診 察：全身症状や患肢の確認をして、大腿四頭筋損傷の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
- 検 査：①検査法に応じて坐位・背臥位または腹臥位とする。
②検査の評価基準は疼痛とし、2つの検査手順を実施し口述する。
- ※1. 行動には必要な口述を加える。
※2. 2) 全身状態の観察、7) 検査後の確認は口述を主とする。
※3. 3) における循環と感覚確認は健側との比較行動を原則とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 患者の誘導が適切である。
患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。
行動：大腿部打撲状態の再現、愛護的な行動
評価：来院時の歩行状態等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
- 2) 全身状態の観察が適切である。
問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。
行動：全身状態の観察方法を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
- 3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。
問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。
行動：大腿四頭筋打撲と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述
評価：受傷機序、跛行、疼痛と圧痛、腫脹、機能障害、足背または後脛骨動脈脈拍と感覚確認
- 4) 検査の準備が適切である。
検査に適した受審者の位置取り、姿勢、患者の体位、患肢の把持が適切にできるか。
行動：検査準備の実施と口述
評価：検査に適した位置と姿勢、患者の体位、把持部位
〔収縮：背臥位あるいは坐位、一手で下腿遠位部あるいは足部、他手は骨盤部〕
〔伸長：背臥位、一手で下腿遠位部あるいは足部、他手は骨盤部〕
- 5) 一つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
- 6) 二つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
〔収縮：膝関節伸展指示、自動伸展下あるいは検者が伸展に抵抗を加え、損傷部に一致した疼痛確認〕
〔伸長：力を抜くように指示、検者は膝関節と股関節を徐々に屈曲、疼痛出現角度確認〕
- 7) 検査後の確認が適切である。
問診、視診、触診により全身と患肢状態の観察が適切にできるか。
行動：全身と患肢状態の観察を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認

実技の全般的な概要

- 診 察：全身症状や患肢の確認をして、側副靭帯損傷の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
- 検 査：①検査法に応じて背臥位または腹臥位とする。
②側方動揺テスト、牽引 Apley test を標準とし、2つの検査手順を実施し口述する。
- ※1. 行動には必要な口述を加える。
※2. 2) 全身状態の観察、7) 検査後の確認は口述を主とする。
※3. 3) における循環と感覚確認は健側との比較行動を原則とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 患者の誘導が適切である。
患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。
行動：側副靭帯損傷状態の再現、愛護的な行動
評価：来院時の歩行状態等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
- 2) 全身状態の観察が適切である。
問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。
行動：全身状態の観察方法を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
- 3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。
問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。
行動：側副靭帯損傷と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述
評価：受傷機序、断裂音、跛行、疼痛と圧痛、腫脹、機能障害、足背または後脛骨動脈脈拍と感覚確認
- 4) 検査の準備が適切である。
検査に適した受審者の位置取り、姿勢、患者の体位、患肢の把持が適切にできるか。
行動：検査準備の実施と口述
評価：検査に適した位置と姿勢、患者の体位、把持部位
〔側方動揺；背臥位、MCL は一手を患肢の膝部外側、他手を下腿遠位内側、
LCL は一手を患側の膝部内側、他手を下腿遠位外側
〔Apley；腹臥位、患肢膝 90° で下腿遠位部を把持、検者の膝を患肢大腿遠位部に置き固定〕
- 5) 一つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
- 6) 二つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
〔側方動揺；膝関節屈曲位で、膝関節に外転〈外反〉あるいは内転〈内反〉力を加え、MCL；内側部痛
あるいは外転方向への動揺性があれば陽性、LCL；外側部痛あるいは内転方向への動揺性
があれば陽性〕
〔Apley；患肢下腿部を下腿長軸方向に牽引しながら下腿を内・外旋し、疼痛部を評価〕
- 7) 検査後の確認が適切である。
問診、視診、触診により全身と患肢状態の観察が適切にできるか。
行動：全身と患肢状態の観察を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認

実技の全般的な概要	
診	察：全身症状や患肢の確認をして、十字靭帯損傷の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
検	査：①検査は原則として背臥位とする。 ②Lachmann test、前方・後方引き出しテストを標準とし、2つの検査手順を実施し口述する。Nテスト、pivot shift test などでも可とする。
※1. 行動には必要な口述を加える。	
※2. 2) 全身状態の観察、7) 検査後の確認は口述を主とする。	
※3. 3) における循環と感覚確認は健側との比較行動を原則とする。	

評価項目および評価のポイント

1)	<p>患者の誘導が適切である。 患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。 行動：十字靭帯損傷状態の再現、愛護的な行動 評価：来院時の歩行状態等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認</p>
2)	<p>全身状態の観察が適切である。 問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。 行動：全身状態の観察方法を口述 評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認</p>
3)	<p>患肢と損傷部位の状態把握が適切である。 問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。 行動：十字靭帯損傷と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述 評価：受傷機序、断裂音、跛行、疼痛、腫脹、機能障害、足背または後脛骨動脈脈拍と感覚確認</p>
4)	<p>検査の準備が適切である。 検査に適した受審者の位置取り、姿勢、患者の体位、患肢の把持が適切にできるか。 行動：検査準備の実施と口述 評価：検査に適した位置と姿勢、患者は背臥位、把持部位 〔Lachman；患者の膝 15～30° 屈曲位、大腿遠位部と脛骨近位部を把持〕 〔引き出し；患者の膝 90° 屈曲位、sag sign 確認、足部を固定、両手で脛骨近位部を把持〕</p>
5)	<p>一つ目の検査手順が適切である。 患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。 行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述 評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価</p>
6)	<p>二つ目の検査手順が適切である。 患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。 行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述 評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価 〔Lachman；脛骨近位を前方へ引く、大腿遠位を後方へ押す、異常な移動あるいはエンドポイントが明瞭でない場合〕 〔引き出し；脛骨近位に前方あるいは後方への力を加える、1cm 以上の移動を認めた場合〕</p>
7)	<p>検査後の確認が適切である。 問診、視診、触診により全身と患肢状態の観察が適切にできるか。 行動：全身と患肢状態の観察を口述 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認</p>

実技の全般的な概要

- 診 察：全身症状や患肢の確認をして、半月板損傷の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
- 検 査：①検査法に応じて背臥位または腹臥位とする。
②McMurray test, 圧迫 Apley test を標準とし、2つの検査手順を実施し口述する。
Steinmann, Watson-Jones test などでも可とする。
- ※1. 行動には必要な口述を加える。
※2. 2) 全身状態の観察、7) 検査後の確認は口述を主とする。
※3. 3) における循環と感覚確認は健側との比較行動を原則とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 患者の誘導が適切である。
患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。
行動：半月板損傷状態の再現、愛護的な行動
評価：来院時の歩行状態等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
- 2) 全身状態の観察が適切である。
問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。
行動：全身状態の観察方法を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
- 3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。
問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。
行動：半月板損傷と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述
評価：受傷機序、跛行、疼痛と圧痛、腫脹、機能障害（ロッキング）、足背または後脛骨動脈脈拍と感覚確認
- 4) 検査の準備が適切である。
検査に適した受審者の位置取り、姿勢、患者の体位、患肢の把持が適切にできるか。
行動：検査準備の実施と口述
評価：検査に適した位置と姿勢、患者の体位、把持部位
〔McMurray：背臥位、患者の膝最大屈曲位、一手を膝関節部に当て関節裂隙部（MM は内側部、LM は外側部）、他手は足部あるいは下腿遠位部を把持〕
〔圧迫 Apley：腹臥位、患者の膝 90° 屈曲、片手または両手で足部を把持〕
- 5) 一つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
- 6) 二つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
〔McMurray：屈曲位の膝を徐々に伸展、下腿内旋あるいは外旋、損傷裂隙側の疼痛やクリック〕
〔圧迫 Apley：足底部から下腿長軸方向に圧迫しながら内外旋する。損傷裂隙部の疼痛〕
- 7) 検査後の確認が適切である。
問診、視診、触診により全身と患肢状態の観察が適切にできるか。
行動：全身と患肢状態の観察を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認

実技の全般的な概要

- 診 察：全身症状や患肢の確認をして、下腿三頭筋損傷の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。
- 検 査：①検査は原則として腹臥位とする。
②検査の評価基準は疼痛とし、2つの検査手順を実施し口述する。
- ※1. 行動には必要な口述を加える。
※2. 2) 全身状態の観察、7) 検査後の確認は口述を主とする。
※3. 3) における循環と感覚確認は健側との比較行動を原則とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 患者の誘導が適切である。
患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。
行動：下腿三頭筋損傷状態の再現、愛護的な行動
評価：来院時の歩行状態等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
- 2) 全身状態の観察が適切である。
問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。
行動：全身状態の観察方法を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
- 3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。
問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。
行動：下腿三頭筋損傷と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述
評価：受傷機序、跛行、疼痛と圧痛、腫脹、機能障害、陥凹、足背または後脛骨動脈脈拍と感覚確認
- 4) 検査の準備が適切である。
検査に適した受審者の位置取り、姿勢、患者の体位、患肢の把持が適切にできるか。
行動：検査準備の実施と口述
評価：検査に適した位置と姿勢、患者は腹臥位、把持部位
〔収縮：膝屈曲位、一手を足底、他手は下腿遠位部〕
〔伸長：膝屈曲位、一手を足底、他手は下腿遠位部〕
- 5) 一つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
- 6) 二つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
〔収縮：足関節底屈指示、検者は底屈に抵抗を加え、損傷部に一致した疼痛確認〕
〔伸長：患者に力を抜くように指示、検者は足関節を徐々に背屈、損傷部に一致した疼痛確認〕
- 7) 検査後の確認が適切である。
問診、視診、触診により全身と患肢状態の観察が適切にできるか。
行動：全身と患肢状態の観察を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認

実技の全般的な概要

診 察：全身症状や患肢の確認をして、外側靭帯損傷の判断や鑑別などの根拠を示す。当該損傷の主な症状、合併しやすい損傷などにも留意して解説する。

検 査：①検査は原則として坐位または背臥位とする。
②内転ストレステスト、前方引き出しテストを標準とし、2つの検査手順を実施し口述する。

※1. 行動には必要な口述を加える。
※2. 2) 全身状態の観察、7) 検査後の確認は口述を主とする。
※3. 3) における循環と感覚確認は健側との比較行動を原則とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 患者の誘導が適切である。
患者誘導時に愛護的で疼痛や二次的損傷予防に配慮した行動が適切にできるか。
行動：外側靭帯損傷状態の再現、愛護的な行動
評価：来院時の歩行状態等を再現させ介助・脱衣、症状変化の声かけ確認
- 2) 全身状態の観察が適切である。
問診、視診、触診により全身状態の観察が適切にできるか。
行動：全身状態の観察方法を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、他部位損傷の確認
- 3) 患肢と損傷部位の状態把握が適切である。
問診、視診、触診により患肢、損傷部位の状態把握が適切にできるか。
行動：外側靭帯損傷と判断した根拠を口述、循環と感覚確認を実施と口述
評価：受傷機序、跛行、疼痛と圧痛、腫脹、機能障害、足背または後脛骨動脈脈拍と感覚確認
- 4) 検査の準備が適切である。
検査に適した受審者の位置取り、姿勢、患者の体位、患肢の把持が適切にできるか。
行動：検査準備の実施と口述
評価：検査に適した位置と姿勢、患者は坐位または背臥位、把持部位
〔内転ストレス；一手で下腿遠位部を把握し固定、他手は踵部を外側から把持〕
〔前方引き出し；一手で下腿遠位部を把握し固定、他手は踵部を外後方から把持〕
- 5) 一つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
- 6) 二つ目の検査手順が適切である。
患者への説明と指示、検査の各動作、検査の評価が適切にできるか。
行動：検査手順の実施と口述、評価基準の口述
評価：検査の順序、動作の方向、動作の強さ、動作の目的、検査の評価
〔内転ストレス；踵部把握した手で内転、裂隙部の間隙拡大〕
〔前方引き出し；踵部把握した手で前方引出、踵骨が前方移動〕
- 7) 検査後の確認が適切である。
問診、視診、触診により全身と患肢状態の観察が適切にできるか。
行動：全身と患肢状態の観察を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認

実技項目 ①鎖骨骨折〔リング固定又は8字帯 若しくは Sayre テープ固定〕

評価 1-2

実技の全般的な概要

- 固定：①鎖骨骨折を想定し固定材料、固定肢位、固定範囲、固定の目的を口述したうえで実技を行う。
- ②助手の模範動作を行い患者および助手に指示する。
- ③固定は原則として坐位とする。
- ※固定の材料とその装着順は限定しないが、鎖骨バンドの使用は不可とする。
- ④固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 固定材料の選択が適切である。**

固定材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大1分）にできるか。

行動：体型に適した材料の選択

評価：〔リング又は8字帯〕鎖骨リング又は8字帯、局所副子、枕子、包帯、三角巾など〔テープ固定〕非伸縮性テープ、局所副子、枕子など
- 2) 患者への説明が適切である。**

患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。

行動：患者に固定材料を示しながら口述

評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定肢位、固定範囲、固定期間
- 3) 助手への指示が適切である。**

助手の役割が明確で固定の補助動作を適切に指示できるか。

行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正

評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、胸郭拡大、患肢の保持、固定材料の保持〕
- 4) 固定の準備が適切である。**

固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。

行動：固定準備の実施と口述

評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認
- 5) 固定材料の使用方法が適切である。**

リング又は8字帯もしくは Sayre テープ固定及び包帯並びに局所副子の装着が適切にできるか。

行動：固定の実施〔固定材料の装着〕

評価：リング又は8字帯もしくはテープ及び包帯、局所副子・枕子の適切な装着、じょく瘡・皮膚トラブル予防、固定の適切な速さ・丁寧さ
- 6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。**

実施した固定が綺麗で適切にできるか。

行動：固定の実施〔固定の出来上がり〕

評価：シワ・タワミが無い、出来栄が綺麗、確認と修正
- 7) 固定後の確認が適切である。**

問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。

行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述

評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技の全般的な概要

- 固定：①上腕骨骨幹部骨折を想定し固定材料、固定肢位、固定範囲、固定の目的を口述したうえで実技を行う。
 固定材料は金属副子によるミッドドルフ三角副子とする。
 固定肢位は肩関節外転・水平屈曲位、肘関節 90° 屈曲位とする。
 包帯の実施範囲は体幹～肩～上腕部～肘部までとする。
 ②助手の模範動作を行い患者および助手に指示する。
 ③固定は原則として坐位とする。
 ④固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 固定材料の選択が適切である。
 材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大 1 分）にできるか。
 行動：体型に適した材料の選択
 評価：金属副子、枕子、包帯
- 2) 患者への説明が適切である。
 患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。
 行動：患者に固定材料を示しながら口述
 評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定肢位、固定範囲、固定期間
- 3) 助手への指示が適切である。
 助手の役割が明確で固定の補助動作を適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、患肢の保持、固定材料の保持〕
- 4) 固定の準備が適切である。
 固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。
 行動：固定準備の実施と口述
 評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認
- 5) 固定材料の使用方法が適切である。
 三角副子の装着が適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：金属副子の適切な装着、じょく瘡・皮膚トラブル予防、包帯の適切な速さ・丁寧さ
- 6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。
 実施した固定が綺麗で適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：シワ・タワミが無い、出来栄が綺麗、確認と修正
- 7) 固定後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技の全般的な概要

- 固定：①コーレス骨折を想定し固定材料、固定肢位、固定範囲、固定の目的を口述したうえで実技を行う。
 固定肢位は肘関節 90° 屈曲位、前腕回内位、手関節掌屈・尺屈位とする。
 ※固定範囲は肘を含まなくてもよい。
 ②助手の模範動作を行い、患者および助手に指示する。
 ③固定は原則として坐位とする。
 ④固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 固定材料の選択が適切である。
 固定材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大 1 分）にできるか。
 行動：部位に適した材料の選択
 評価：金属副子、局所副子、包帯、三角巾
- 2) 患者への説明が適切である。
 患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。
 行動：患者に固定材料を示しながら口述
 評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定肢位、固定範囲、固定期間
- 3) 助手への指示が適切である。
 助手の役割が明確で固定の補助動作を適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、患肢の保持、固定材料の保持〕
- 4) 固定の準備が適切である。
 固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。
 行動：固定準備の実施と口述
 評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認
- 5) 固定材料の使用方法が適切である。
 金属副子と局所副子の装着が適切にできるか。
 行動：固定の実施〔固定材料の装着〕
 評価：金属副子の適切な装着、局所副子の適切な装着、じょく瘡・皮膚トラブル予防、包帯と三角巾の適切な速さ・丁寧さ
- 6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。
 実施した固定が綺麗で適切にできるか。
 行動：固定の実施〔固定の出来上がり〕
 評価：シワ・タワミが無い、出来栄が綺麗、確認と修正
- 7) 固定後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技の全般的な概要

- 固定：①第5中手骨頸部骨折を想定し固定材料、固定肢位、固定範囲、固定の目的を口述したうえで実技を行う。
 固定材料は掌側に固定する。
 固定肢位は手関節伸展位、MP関節屈曲位、指節関節屈曲位とする。
 固定範囲は指尖部までを包帯固定し、隣接指（第4指）も一緒に固定する。
 ②助手の模範動作を行い患者および助手に指示する。
 ③固定は原則として坐位とする。
 ④固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 固定材料の選択が適切である。
 材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大1分）にできるか。
 行動：部位に適した材料の選択
 評価：アルミ副子、枕子、ホワイトテープ、包帯
- 2) 患者への説明が適切である。
 患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。
 行動：患者に固定材料を示しながら口述
 評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定肢位、固定範囲、固定期間
- 3) 助手への指示が適切である。
 助手の役割が明確で固定の補助動作を適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、患肢の保持、固定材料の保持〕
- 4) 固定の準備が適切である。
 固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。
 行動：固定準備の実施と口述
 評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認
- 5) 固定材料の使用方法が適切である。
 アルミ副子の装着が適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：アルミ副子の適切な装着（4・5指の掌側）、じょく瘡・皮膚トラブル予防、包帯の適切な速さ・丁寧さ
- 6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。
 実施した固定が綺麗で適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：シワ・タワミが無い、出来栄が綺麗、確認と修正
- 7) 固定後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技の全般的な概要

- 固定：①下腿骨骨幹部骨折を想定し固定材料、固定肢位、固定範囲、固定の目的を口述したうえで実技を行う。
 固定材料の金属副子は趾尖よりも遠位の長さとする。
 固定肢位は膝関節軽度屈曲位、足関節軽度底屈位とする。
 固定範囲は大腿中央から足部までとする。
 ②助手の模範動作を行い患者および助手に指示する。
 ③固定は原則として背臥位とする。
 ④固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目及び評価ポイント

- 1) 固定材料の選択が適切である。
 固定材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大1分）にできるか。
 行動：体型に適した材料を選択
 評価：金属副子、枕子、包帯
- 2) 患者への説明が適切である。
 患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。
 行動：患者に固定材料を示しながら口述
 評価：想定した損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定肢位、固定範囲、固定期間
- 3) 助手への指示が適切である。
 助手の役割が明確で固定の補助動作を適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、患肢の保持、固定材料の保持〕
- 4) 固定の準備が適切である。
 固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。
 行動：固定準備の実施と口述
 評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認
- 5) 固定材料の使用方法が適切である。
 金属副子の装着が適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：金属副子の適切な装着、じょく瘡・皮膚トラブルの予防、包帯の適切な速さ・丁寧さ
- 6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。
 実施した固定が綺麗で適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：シワ・タワミが無い、出来栄が綺麗、確認と修正
- 7) 固定後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技の全般的な概要

- 固定：①患者モデルは男性とする。
 ②肋骨骨折を想定し固定材料、固定肢位、固定範囲、固定の目的を口述したうえで実技を行う。
 ③助手の模範動作を行い患者および助手に指示する。
 ④固定は原則として坐位とする。
 ※バストバンド又は胸部固定帯の使用は不可とする。
 ⑤固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 固定材料の選択が適切である。
 固定材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大1分）にできるか。
 行動：体型に適した材料の選択
 評価：さらし（長さ1反、幅1/2～1/3）、厚紙副子、吊り紐
- 2) 患者への説明が適切である。
 患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。
 行動：患者に固定材料を示しながら口述
 評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定肢位、固定範囲、固定期間
- 3) 助手への指示が適切である。
 助手の役割が明確で固定の補助動作を適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、患肢の保持、固定材料の保持〕
- 4) 固定の準備が適切である。
 固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。
 行動：固定準備の実施と口述
 評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認
- 5) 固定材料の使用方法が適切である。
 厚紙の装着が適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：厚紙副子の適切な装着、じょく瘡・皮膚トラブルの予防、さらしの適切な速さ・丁寧さ
- 6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。
 実施した固定が綺麗で適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：シワ・タワミが無い、出来栄が綺麗、確認と修正
- 7) 固定後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患部状態の観察を口述、固定確認を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、疼痛等確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技の全般的な概要

- 固定：①肩鎖関節上方脱臼を想定し固定材料、固定肢位、固定範囲、固定の目的を口述したうえで実技を行う。
 ②助手の模範動作を行い患者および助手に指示する。
 ③固定は原則として坐位とする。
 ④固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 固定材料の選択が適切である。
 固定材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大1分）にできるか。
 行動：体型に適した材料の選択
 評価：非伸縮性テープ、局所副子、枕头
- 2) 患者への説明が適切である。
 患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。
 行動：患者に固定材料を示しながら口述
 評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定肢位、固定範囲、固定期間
- 3) 助手への指示が適切である。
 助手の役割が明確で施行する固定の補助動作を適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、体幹の固定、固定材料の保持〕
- 4) 固定の準備が適切である。
 固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。
 行動：固定準備の実施と口述
 評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認
- 5) 固定材料の使用 방법이適切である。
 枕头と局所副子の装着が適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：枕头と局所副子の適切な装着、じょく瘡・皮膚トラブルの予防、テープの適切な速さ・丁寧さ
- 6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。
 実施した固定が綺麗で適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：シワやタワミが無い、出来栄が綺麗、確認と修正
- 7) 固定後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技の全般的な概要

- 固定：①肩関節前方脱臼を想定し固定材料、固定肢位、固定範囲、固定の目的を口述したうえで実技を行う。
 固定肢位は肩関節下垂・内旋位とする。
 ②助手の模範動作を行い患者および助手に指示する。
 ③固定は原則として坐位とする。
 ④固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 固定材料の選択が適切である。
 固定材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大1分）にできるか。
 行動：体型に適した材料の選択
 評価：局所副子、枕头、包帯、三角巾
- 2) 患者への説明が適切である。
 患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。
 行動：患者に固定材料を示しながら口述
 評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定肢位、固定範囲、固定期間
- 3) 助手への指示が適切である。
 助手の役割が明確で固定の補助動作を適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、患肢の保持、固定材料の保持〕
- 4) 固定の準備が適切である。
 固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。
 行動：固定準備の実施と口述
 評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認
- 5) 固定材料の使用方法が適切である。
 局所副子と綿花の装着が適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：局所副子の適切な装着、じょく瘡・皮膚トラブル予防、包帯と三角巾の適切な速さ・丁寧さ
- 6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。
 実施した固定が綺麗で適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：シワ・タワミが無い、出来栄が綺麗、確認と修正
- 7) 固定後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技の全般的な概要

- 固定：①肘関節後方脱臼を想定し固定材料、固定肢位、固定範囲、固定の目的を口述したうえで実技を行う。
 固定肢位は肘関節 90° 屈曲位、前腕回内外中間位又は回内位、手関節 0° とする。
 固定範囲は上腕近位から手部とする。
 ②助手の模範動作を行い患者および助手に指示する。
 ③固定は原則として坐位とする。
 ④固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 固定材料の選択が適切である。
 固定材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大 1 分）にできるか。
 行動：体型に適した材料を選択
 評価：金属副子、枕子、包帯、三角巾
- 2) 患者への説明が適切である。
 患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。
 行動：患者に固定材料を示しながら口述
 評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定肢位、固定範囲、固定期間
- 3) 助手への指示が適切である。
 助手の役割が明確で固定の補助動作を適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、患肢の保持、固定材料の保持〕
- 4) 固定の準備が適切である。
 固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。
 行動：固定準備の実施と口述
 評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認
- 5) 固定材料の使用方法が適切である。
 金属副子の装着が適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：金属副子の適切な装着、じょく瘡・皮膚トラブル予防、包帯と三角巾の適切な速さ・丁寧さ
- 6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。
 実施した固定が綺麗で適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：シワ・タワミが無い、出来栄が綺麗、確認と修正
- 7) 固定後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技の全般的な概要

- 固定：①手第2指 PIP 関節背側脱臼を想定し固定材料、固定肢位、固定範囲、固定の目的を口述したうえで実技を行う。
 固定材料は背側に固定する。
 固定肢位は手関節軽度伸展位、MP 関節軽度屈曲位、指節関節軽度屈曲位とする。
 固定範囲は指尖部までを包帯固定し、隣接指（第3指）も一緒に固定する。
 ②助手の模範動作を行い患者および助手に指示する。
 ③固定は原則として坐位とする。
 ④固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 固定材料の選択が適切である。
 固定材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大1分）にできるか。
 行動：部位に適した材料を選択
 評価：アルミ副子、枕子、ホワイトテープ、包帯
- 2) 患者への説明が適切である。
 患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。
 行動：患者に固定材料を示しながら口述
 評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定肢位、固定範囲、固定期間
- 3) 助手への指示が適切である。
 助手の役割が明確で固定の補助動作を適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、患肢の保持、固定材料の保持〕
- 4) 固定の準備が適切である。
 固定に適した受審者の位置取りと姿勢、患者への注意や指示が適切にできるか。
 行動：固定準備の実施と口述
 評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認
- 5) 固定材料の使用方法が適切である。
 アルミ副子の装着が適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：アルミ副子の適切な装着（第2・3指の背側）、じょく瘡・皮膚トラブル予防、包帯の適切な速さ・丁寧さ
- 6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。
 実施した固定が綺麗で適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：シワ・タワミが無い、出来栄が綺麗、確認と修正
- 7) 固定後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技の全般的な概要

- 固定：①アキレス腱断裂を想定し固定材料、固定肢位、固定範囲、固定の目的を口述したうえで実技を行う。
 固定材料の金属副子は趾尖よりも遠位の長さとする。
 固定肢位は足関節底屈位とする。
 固定範囲は下腿近位から足部とする。
 ②助手の模範動作を行い患者および助手に指示する。
 ③固定は坐位または背臥位とする。
 ④固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目及び評価ポイント

- 1) 固定材料の選択が適切である。
 固定材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大1分）にできるか。
 行動：体型に適した材料を選択
 評価：金属副子、枕子、包帯
- 2) 患者への説明が適切である。
 患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。
 行動：患者に固定材料を示しながら口述
 評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定肢位、固定範囲、固定期間
- 3) 助手への指示が適切である。
 助手の役割が明確で固定の補助動作を適切に指示できるか。
 行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正
 評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、患肢の保持、固定材料の保持〕
- 4) 固定の準備が適切である。
 固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。
 行動：固定準備の実施と口述
 評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認
- 5) 固定材料の使用方法が適切である。
 金属副子の装着が適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：金属副子の適切な装着、じょく瘡・皮膚トラブル予防、包帯の適切な速さ・丁寧さ
- 6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。
 実施した固定が綺麗で適切にできるか。
 行動：固定の実施
 評価：シワ・タワミが無い、出来栄が綺麗、確認と修正
- 7) 固定後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技の全般的な概要

- 固定：①足関節外側靭帯損傷を想定し固定材料、固定肢位、固定範囲、固定の目的を口述したうえで実技を行う。
 固定材料の局所副子は内側と外側の2方向からあてる。
 固定肢位は足関節0°位とする。
 ②助手の模範動作を行い患者および助手に指示する。
 ③固定は原則として坐位とする。
 ④固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目及び評価ポイント

1) 固定材料の選択が適切である。

材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大1分）にできるか。

行動：体型に適した材料を選択

評価：局所副子、枕子、包帯

2) 患者への説明が適切である。

患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。

行動：患者に固定材料を示しながら口述

評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定肢位、固定範囲、固定期間

3) 助手への指示が適切である。

助手の役割が明確で固定の補助動作を適切に指示できるか。

行動：助手の役割を口述、模範動作の指示とその修正

評価：助手への模範動作と指示〔適切な立ち位置、患肢の保持、固定材料の保持〕

4) 固定の準備が適切である。

固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。

行動：固定準備の実施と口述

評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認

5) 固定材料の使用方法が適切である。

局所副子の装着が適切にできるか。

行動：固定の実施

評価：局所副子の適切な装着、じょく瘡・皮膚トラブル予防、包帯の適切な速さ・丁寧さ

6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。

実施した固定が綺麗で適切にできるか。

行動：固定の実施

評価：シワ・タワミが無い、出来栄の綺麗さ、確認と修正

7) 固定後の確認が適切である。

問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。

行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述

評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技の全般的な概要

固定：①膝関節内側側副靭帯損傷を想定し、固定肢位、固定範囲、テープの手順を口述し実技を行う。
 固定肢位は膝関節軽度屈曲位、下腿内外旋中間位、患側踵部を補高する。
 ②固定は原則として立位とする。
 ③固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目および評価のポイント

1) 固定材料の選択が適切である。

材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大1分）にできるか。

行動：部位に適した材料の選択

評価：アンダーラップ、50mm非伸縮性テープ、ヒールベース

2) 患者への説明が適切である。

患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。

行動：患者に固定材料を示しながら口述

評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定範囲、固定期間

3) 固定肢位が適切である。

固定の目的に応じた肢位を適切に指示できるか。

行動：患者に固定肢位を口述

評価：膝関節軽度屈曲位、下腿内外旋中間位

4) 固定の準備が適切である。

固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。

行動：固定準備の実施と口述

評価：受審者の位置、固定肢位の継続、踵部補高、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認

5) 固定材料の使用方法が適切である。

アンダーラップの実施が適切にできるか。

行動：アンダーラップの実施

評価：範囲、速さ、丁寧さ、シワ・反転・すき間・かたよった厚さが無い、確認と修正

6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。

テープの実施が適切にできるか。

行動：テープの実施

評価：範囲、速さ、丁寧さ、切り口の形状、テンション、シワ・タワミが無い、出来栄の綺麗さ、確認と修正

7) 固定後の確認が適切である。

問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。

行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述

評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技項目 ⑭足関節外側靭帯損傷〔バスケットウィーブテープ固定〕 評価 1-2
 (アンダーラップ→ アンカー→ スターアップ→ ホースシュー→ ロック)

実技の全般的な概要

- 固定：①足関節外側靭帯損傷を想定し、固定肢位、固定範囲、テープの手順を口述し実技を行う。
 固定肢位は足関節0°位、足部中間位とする。
 スターアップとホースシューは1本毎交互とし、サーキュラーは不要とする。
 ②固定は原則として坐位とする（ベッド縁から足部を出す）。
 ③固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 固定材料の選択が適切である。
 材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大1分）にできるか。
 行動：部位に適した材料の選択
 評価：アンダーラップ、38mm非伸縮性テープ
- 2) 患者への説明が適切である。
 患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。
 行動：患者に固定材料を示しながら口述
 評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定範囲、固定期間
- 3) 固定肢位が適切である。
 固定の目的に応じた肢位を適切に指示できるか。
 行動：患者に固定肢位を口述
 評価：足関節0°位、足部中間位
- 4) 固定の準備が適切である。
 固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。
 行動：固定準備の実施と口述
 評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認
- 5) 固定材料の使用方法が適切である。
 アンダーラップの実施が適切にできるか。
 行動：アンダーラップの実施
 評価：範囲、速さ、丁寧さ、シワ・反転・すき間・かたよった厚さが無い、確認と修正
- 6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。
 テープの実施が適切にできるか。
 行動：テープの実施
 評価：範囲、速さ、丁寧さ、切り口の形状、テンション、シワ・タワミが無い、出来栄の綺麗さ、確認と修正
- 7) 固定後の確認が適切である。
 問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。
 行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述
 評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

実技項目 ⑮足関節外側靭帯損傷〔フィギュアエイト・ヒールロックテープ固定〕

評価 1-2

(アンダーラップ→ アンカー→ フィギュアエイト→ ヒールロック→ ロック)

実技の全般的な概要

- 固定：①足関節外側靭帯損傷を想定し、固定肢位、固定範囲、テープの手順を口述し実技を行う。
固定肢位は足関節 0° 位、足部中間位とする。
ヒールロックは内側と外側各 1 本あるいは両側連続して 1 本でもよい。
②固定は原則として坐位とする（ベッド縁から足部を出す）。
③固定後の全身と患肢状態、固定確認は口述を主とする。

評価項目および評価のポイント

- 1) 固定材料の選択が適切である。**
材料の種類、大きさ、数量の選択が適切な時間内（最大 1 分）にできるか。
行動：部位に適した材料の選択
評価：アンダーラップ、38 mm 非伸縮性テープ
- 2) 患者への説明が適切である。**
患者に実施する固定の目的、固定の概要を適切に説明できるか。
行動：患者に固定材料を示しながら口述
評価：想定する損傷の詳細、固定目的、固定材料、固定範囲、固定期間
- 3) 固定肢位が適切である。**
固定の目的に応じた肢位を適切に指示できるか。
行動：患者に固定肢位を口述
評価：足関節底 0° 位、足部中間位
- 4) 固定の準備が適切である。**
固定に適した受審者の位置、患者への注意や指示が適切にできるか。
行動：固定準備の実施と口述
評価：受審者の位置、固定肢位の継続、固定材料の配置、症状変化の声かけ確認
- 5) 固定材料の使用方法が適切である。**
アンダーラップの実施が適切にできるか。
行動：アンダーラップの実施
評価：範囲、速さ、丁寧さ、シワ・反転・すき間・かたよった厚さが無い、確認と修正
- 6) 固定の出来上がりが綺麗で適切である。**
テープの実施が適切にできるか。
行動：テープの実施
評価：範囲、速さ、丁寧さ、切り口の形状、テンション、シワ・タワミが無い、出来栄の綺麗さ、確認と修正
- 7) 固定後の確認が適切である。**
問診、視診、触診により全身と患肢の状態を観察、固定の評価が適切にできるか。
行動：全身と患肢状態の観察を口述、固定確認を口述
評価：バイタルサイン、声かけ、循環と感覚確認、固定肢位、固定範囲、固定力確認

3. 柔道実技審査

(1) 柔道実技

審査項目

F評価（不合格）
審査概要 柔道審査を受審する者として身嗜みなどの事項ができているかどうかを審査する。
評価項目と評価のポイント 1) 装飾品をつけていない。 ①ネックレス、ミサンガ、ピアス等をつけない。 ②マニキュア、ネイルアート等はしない。 2) 柔道における身嗜みが適切である。 ①付け爪はしない。 ②爪は短くする。 ③長髪の場合、髪の毛を束ねている。 ④クリップやヘアピンは使用しない。 ⑤髪飾りはつけない。 ⑥極度の茶髪、化粧、無精ヒゲでない。 3) 柔道衣の着方 ①上衣の襟を右前に着る。 ②ズボンを後ろ前に穿いている。

評価1	服装態度
審査概要 柔道を行うに当たり基本的な事項ができているかどうかを審査する。	
評価項目と評価のポイント 1) 柔道衣の着方が適切である。 ①ズボンの紐は上着の裾から出ないように着る。 ②ズボンの紐はしっかりと縛る。 ③帯は縦結びにしない。 ④帯の結び目は2本一緒に結ぶ。 ⑤帯は途中でほどけないように結ぶ。 2) 行動・言動が適切である。 ①返事ができる。 ②行動が適切である。	

評価2 礼法

審査概要

受身、形、約束乱取において常に礼法が正しく行われているかどうかを審査する。

評価項目と評価のポイント

1) 気をつけの姿勢

- ①足幅が適切である。
- ②踵をしっかりとつける。

2) 正しい自然本体の構え

- ①足幅が適切である。

3) 立礼の姿勢が適切である。

- ①手の位置は膝頭の上、拳一握りまで下げる。
- ②肘を真っ直ぐに伸ばす。
- ③指先を閉じる。
- ④踵はしっかりとつける。
- ⑤背中は真っ直ぐにする。
- ⑥頭は下げない。
- ⑦礼の時間は約4秒とする。(一呼吸)

4) 左前右後・左坐右起の順にできる。

5) 正坐のしかたが適切である。

- ①途中の姿勢では足の指先は立てる。
- ②途中の姿勢では腰を降ろさない。
- ③正坐の姿勢では足は重ねない。

6) 坐礼の姿勢が適切である。

- ①手の位置は大腿部の延長線につく。
- ②手の幅が広い。(示指と示指の間約6cm)
- ③背中は真っ直ぐにする。
- ④頭は下げない。(畳と前額との距離は約30cm)
- ⑤礼の時間は約4秒とする。(一呼吸)

評価3 受身

審査概要

右左の前方回転受身がしっかりできているかどうかを審査する。
また、前方回転受身は立つ受身とする。

評価項目と評価のポイント

- 1) 手のつき方が適切である。
 - ①手は手掌側をつく。(手の甲側はつかない)
 - ②手の指先は進行方向と平行につく。
 - ③手と足を逆につかない。
- 2) 回転が適切である。
 - ①頭を入れて前転するように廻らない。
 - ②頭をついて廻らない。
 - ③スムーズに廻れ、肩や腰を打たない。
- 3) 受身の姿勢が適切である。
 - ①足を揃えて立つ。(足の受身を取り、その後自然本体となる)
 - ②手を強く打つ。
 - ③手と足を一緒につく。(バラバラにつかない)
- 4) 大きな受身が取れる。

評価4 投の形

審査概要

技の理合を理解し、足運び、技の入り方、崩し方、技の受け方、受身のしかたを審査する。
肩車・釣込腰・内股については十分に安全を考慮し出題すること。
柔道場の形状等を十分に考慮して審査を行う。

評価項目と評価のポイント

- 1) 正しい間合いや技の開始位置が適切である。
 - ①形の開始・終了の礼の間合いは3間で行う。
 - ②通常の形の開始は2間の間合いで行う。
 - ③背負投、浮腰、送足払は真中で行う。
 - ④左の技を行う場合には立ち位置を間違えない。
- 2) 組み方が適切である。
 - ①右組み、左組みを適切に行う。
 - ②襟と袖をしっかり握っている。
 - ③受から始動する。
- 3) 足運びが適切である。
 - ①擦足を適切に行う。
 - ②継足を適切に行う。

- 4) 崩し方（取の動作）が適切である。
- ①受をしっかりと崩す。
 - ②取が崩れていない。
- 5) 投げ方（取の動作）が適切である。※取の受審者の評価
- ①技をしっかりと掛ける。
 - ②技の理合い通りに掛ける。
- 6) 受け方（受の動作）が適切である。※受の受審者の評価
- ①腰を引いて受けない。
 - ②背負投、浮腰では拳をしっかりと握る。
 - ③受身をしっかりと取る。
- 7) 残身ができる。
- ①残身を取る。（目付けが下がらない。一呼吸 約2秒）
 - ②投げ終わりがふらつかない。
- 8) 服装直しが適切にできる。
- ①服装をしっかりと直す。（途中では帯を解かない）
 - ②向き合い方を間違えない。（正面に尻を向けない）

各技の評価のポイント

- 1) 浮落
- ①受から攻めて行く。（間合い約0.6m）
 - ②投げた時、取の足の指は立てる。（死足にならない）
 - ③投げた時、取の腰は起こす。（腰は降ろさない）
 - ④しっかりと投げる。（フラフラしない）
 - ⑤受は真っ直ぐに投げられる。
 - ⑥受はしっかりと受身を取る。
 - ⑦残身を取る。
- 2) 背負投
- ①技の開始位置は中央で行う。（間合い約1.8m）
 - ②受は拳をしっかりと握り構える。
 - ③受はしっかりと打ち込む。
 - ④取は受の右（左）腕を左（右）手で受け流す。
 - ⑤取は右技では右足を左技では左足が前になる。
 - ⑥技をスムーズに入る。
 - ⑦受はしっかりと受身を取る。
 - ⑧残身を取る。

3) 肩車

- ①受から攻めて行く。(間合い約0.6m)
- ②取は内袖に持ちかえる。
- ③取は相手を前方に崩す。
- ④取は受の大腿部付近を担ぐ。
- ⑤受は腰を曲げない。
- ⑥受を担いだ時ズボンは握らない。
- ⑦取の右(左)足先の方向に投げる。
- ⑧受はしっかりと受身を取る。
- ⑨残身を取る。

4) 浮腰

- ①技の開始位置は中央で行う。(間合い約1.8m)
- ②受は拳をしっかり握り構える。
- ③受はしっかり打ち込む。
- ④相手が右拳で打ってきた時は、左の浮腰に入る。
- ⑤技をスムーズに入る。
- ⑥受はしっかりと受身を取る。
- ⑦残身を取る。

5) 払腰

- ①受から攻めて行く。(間合い約0.6m)
- ②取の足運びを正しく行う。
- ③受は腰を曲げずに正しい姿勢で受ける。
- ④取はしっかり払う。
- ⑤投げる方向を正しく行う。
- ⑥受はしっかりと受身を取る。
- ⑦残身を取る。

6) 釣込腰

- ①受から攻めて行く。(間合い約0.6m)
- ②取の足運びを正しく行う。
- ③受は腰を曲げずに正しい姿勢で受ける。
- ④取の釣手を正しく行う。
- ⑤投げる方向を正しく行う。
- ⑥受はしっかりと受身を取る。
- ⑦残身を取る。

7) 送足払

- ①技の開始位置は中央で行う。(間合い約0.3m)
- ②取は受を送りながら崩す。
- ③取は受の足をしっかり払う。
- ④受の足は交差させない。
- ⑤受はしっかりと受身を取る。
- ⑥残身を取る。

8) 支釣込足

- ①受から攻めて行く。(間合い約0.6m)
- ②取の足運びを正しく行う。
- ③受は腰を曲げずに正しい姿勢で受ける。
- ④受は真っ直ぐに投げられる。
- ⑤投げる方向を正しく行う。
- ⑥受はしっかりと受身を取る。
- ⑦残身を取る。

9) 内股

- ①技の開始位置は中央で行う。(間合い約0.6m)
- ②技の開始は右自然体(左自然体)に組む。
- ③廻る方向を正しく行う。
- ④取が先行して動く。
- ⑤スムーズに廻る。
- ⑥受を廻しながら技を掛ける。
- ⑦受はしっかりと受身を取る。
- ⑧残身を取る。

評価5 約束乱取

審査概要

技の理合いにあった崩し方、入り方が適切であるか。技の受け方、受身がきちんと取れているかを審査する。

評価項目と評価のポイント

- 1) 間合いが適切である。
 - ①間合いは2間で行う。
- 2) 投げ方(危険でない)が適切である。
 - ①引手を持って投げている。
 - ②頭から突っ込むように技を掛けていない。
 - ③禁止技を掛けていない。

3) 受身が適切である。

- ①相手にしがみつかない。
- ②腕全体で受身を取る。
- ③足が重なったり、交差していない。

4) 技の習得ができている。

- ①動きがスムーズある。
- ②体捌きができる。
- ③相手を崩して投げている。

5) 覇気がある。

- ①動きが機敏である。
- ②声が出ている。

(2) 口頭試問

【 柔道について 】

1. 柔道の創始者 嘉納治五郎 師範
2. 柔道の創始年 明治 15 年
3. 発祥の地 永昌寺（台東区稲荷町）
4. 嘉納師範が修業した主な柔術流派と師匠
天神真楊流.....福田八之助（フクダ ハチノスケ）、磯正智（イソ マサトモ）
起倒流.....飯久保恒年（イイクボ コウネン）

柔術から柔道へ

柔道は天神真楊流、起倒流に学びとった点が多い。技術的な理論は三略（中国兵法の書）にもある「柔よく剛を制する」ことを中心に残しながらも、科学的・合理的な観点から改善し、更に社会的、協調的な態度を養うことのできる内容として体系化し、柔道と名づけた。

5. 柔道修行の目的（嘉納師範の遺訓）

柔道は心身の力を最も有効に使用する道である その修行は 攻撃防禦の練習に由って身體精神を鍛錬修養し 斯道の神髓を體得する事である さうして是に由って己を完成し世を補益するが柔道修行の究竟の目的である

6. 柔道を表す言葉

柔道は望ましい人間形成を目指したもので、「術」はあくまで手段であり、「道」を極めることが本体であるとした。これを「精力善用」「自他共栄」という言葉で表現した。

精力善用：自己の精力を及ぶ限り大なる効力を世に顯すことであり、更には広く世のために尽すこと

自他共栄：人間は単独・孤立しては人生を送ることはできない。我々は人間関係を把握して多数の人と話し合い助け合いながら共同の目的を達成すること

7. 柔道の理念（修心、体育、勝負法）

修心とは精神的な修養ということで、徳性を養う、智力を練る、勝負の理論の応用である。

柔道を表す言葉の中に自他共栄ということがあるが、これを達成するためには、「お互いに助け合い譲り合わなければならず（相助相讓）、そのためにはまず自分が立派になるように努力をして社会に尽くさなければならない。」としている。

体育として、強・健・用を目標としている。いかに立派な思想や自主的な態度を思い描いても、健全な身体や実践する力がなければ実際の効果を上げることができない。柔道には投技、固技、形などを調和的に練習することにより身体の諸機能を維持し、更に強健にして有効な活用ができる。

勝負法については、単に攻撃するのではなく、特に護身についても必要である。人間の生活には様々な事故や危害が起きるものであるが、これらを未然に防止するためには普段から心身の修練を行い、身を守るすべを心得ておかなければならない。

柔道は「精力善用」及び「柔能制剛」を基本の理念とし、生活の規範として「相助相譲」を掲げ、究極的には「自他共栄」「成己益世」の思想によって社会や国家の発展に尽くす有能な人格を形成しようとするものである。

8. 柔道修行の実際

柔道の修行は、形と乱取の 2 様式の稽古で行われる。形は予め組み立てられた理論に従って順序良く攻防する方法で、攻防の理論を理解したり、原則的な技術を学ぶものである。

乱取は、投技や固技を用いて自由に攻防し合うもので、相手の動きに応じて軽快な進退、機敏な体捌きで身をこなす。一方、勝負のみにこだわらず相手を尊重する態度や安全に留意することが要求される。

柔道は、この 2 つの方法を両輪のように適宜に活用して、技術を磨き、互いに心身を鍛え、柔道の理想を体得しようとするものである。

9. 講道館の形

投の形、固の形、柔の形、極の形、古式の形、五の形、講道館護身術

《 投の形 》

手技	—————	浮落、背負投、肩車
腰技	—————	浮腰、払腰、釣込腰
足技	—————	送足払、支釣込足、内股
真捨身技	———	巴投、裏投、隅返
横捨身技	———	横掛、横車、浮技

《 固の形 》

抑技	—————	袈裟固、肩固、上四方固、横四方固、崩上四方固
絞技	—————	片十字絞、裸絞、送襟絞、片羽絞、逆十字絞
関節技	—————	腕緘、腕挫十字固、腕挫腕固、腕挫膝固、足緘

《 柔の形 》

第一教	———	突出、肩押、両手取、肩廻、腮押
第二教	———	切下、両肩押、斜打、片手取、片手挙
第三教	———	帯取、胸押、突上、打下、両眼突

10. 講道館柔道の技名称 * (×) 印は禁止技

◆ 投技(立技)

手技 (15 本)

背負投、体落、肩車、掬投、浮落、隅落、帯落、背負落、山嵐、双手刈、朽木倒、踵返、内股すかし、小内返、一本背負投

腰技 (11 本)

浮腰、大腰、腰車、釣込腰、払腰、釣腰、跳腰、移腰、後腰、抱上、袖釣込腰

足技 (21 本)

出足払、膝車、支釣込足、大外刈、大内刈、小外刈、小内刈、送足払、内股、小外掛、足車、払釣込足、大車、大外車、大外落、燕返、大外返、大内返、跳腰返、払腰返、内股返

◆ 投技(捨身技)

真捨身技 (5 本)

巴投、隅返、裏投、引込返、俵返

横捨身技 (15 本)

横落、谷落、跳巻込、外巻込、浮技、横分、横車、横掛、抱分、内巻込、大外巻込、内股巻込、払巻込、河津掛 (×)、蟹挟 (×)

◆ 固技

抑込技 (7 本)

崩袈裟固、肩固、上四方固、崩上四方固、横四方固、縦四方固、袈裟固

絞技 (12 本)

並十字絞、逆十字絞、片十字絞、裸絞、送襟絞、片羽絞、袖車絞、片手絞、両手絞、突込絞、三角絞、胴絞 (×)

関節技 (9 本)

腕緘、腕挫十字固、腕挫腕固、腕挫膝固、腕挫腋固、腕挫腹固、腕挫脚固、腕挫手固、腕挫三角固、足緘 (×)

【 礼法について 】

1. 趣旨

礼は、人と交わることに当り、まずその人格を尊重し、これに敬意を表することに発し、人と人との交際を整え、社会秩序を保つ道であり、礼法はこの精神をあらわす作法である。精力善用・自他共栄の道を学ぶ柔道人は、内に礼の精神を深め、外に礼法を正しく守ることが肝要である。

2. 敬礼

(1) 立礼

立礼は、まずその方に正対して直立の姿勢をとり、次いで上体を自然に前に曲げ(約 30 度)両手の

指先が膝頭の上・握り拳約一握りくらいのところまで体に沿わせて滑りおろし、敬意を表する。

この動作の後、おもむろに上体をおこし、元の姿勢にかえる。この立礼を始めてから終わるまでの時間は、平常呼吸において大体一呼吸（約4秒）である。

直立（気をつけ）の姿勢は、両踵をつけ、足先を約60度を開き、膝を軽く伸ばして直立し、頭を正しく保ち、口を閉じ、眼は正面の眼の高さを直視し、両腕を自然に垂れ、指は軽く揃えて伸ばし体側につける。

（2）坐礼

① 正坐のしかた

正坐するには、直立の姿勢から、まず左足を約一足長半ひいて、体を大体垂直に保ったまま、左膝を左足先があった位置におろす（爪立てしておく）。次いで、右足を同様にひいて爪立てたまま右膝をおろす（この場合、両膝の間隔は大体握り拳二握りとする）。次いで、両膝の爪先を伸ばし、両足の親指と親指とを重ねて臀部をおろし、体をまっすぐに保って坐る。この場合、両手は両大腿の付け根に引きつけて指先をやや内側に向けておく。

② 坐礼

坐礼は、まずその方に向かって正坐し、次いで、両肘を開くことなく両手を両膝のまえ握り拳二握りのところにその人差し指と人差し指とが約6センチの間隔で自然に向き合うようにおき、前額が両手の上約30センチの距離に至る程度に上体を静かに曲げて敬意を表する。この動作ののち、静かに上体を起こし、元の姿勢に復する。上体を前に曲げるとき臀部があがらないように留意する。

③ 正坐からの立ち方

立ち上がるには、まず上体を起こして両足先を爪立て、次いで坐るときと反対に、右膝を立て右足を右膝頭の位置に進め、次いで右足に体重を移して立ち上がり、左足を右足に揃えて直立の姿勢に復する。

3. 拝礼

拝礼は、敬礼と同様な方法であるが、体の前に曲げる度が深く、立礼の場合は体を前に自然に約45度に曲げ、両手は膝頭まで滑りおろし、坐礼の場合は、両手の人差し指と人差し指、拇指と拇指とが接するようにし、前額を両手の甲に接するまで体を前に曲げ両肘をつけ敬意を表する。

4. 試合開始の礼法（個人試合）

試合者は、各々の側の試合場内の外枠の中央に進み（主審の位置から見て、最初に呼ばれた試合者が右側、次に呼ばれた試合者が左側）、そこに待機する。主審の合図で、試合者はその前方のそれぞれの開始線へ進み、同時にお互いの礼を行い、左足から一步前へ出る。試合が終了し、主審が結果を宣告したら、試合者は同時に右足から一步下がりお互いに礼をする。

【 国際柔道試合審判規定 】

第 20 条「1 本」

1. 試合者の一方が、相手を制しながら、大きなインパクトを伴って背が畳につくように、相当な強さと速さをもって投げたとき。
2. 試合者の一方が相手を抑え込み、「抑え込み」の宣告後、20 秒間逃げるができなかったとき。
3. 通常、抑込技、絞技、関節技の結果として、試合者が手または足で 2 度以上叩くか、または「参った」と言ったとき。
4. 試合者の一方が、絞技あるいは関節技によって、戦意を喪失したとき。

第 23 条「技有」

1. 試合者の一方が相手を制しながら投げ、その技が「1 本」に必要な他の 3 つの要素のうち 2 つが部分的に不足している場合。
2. 試合者の一方が抑え込んで、10 秒以上 20 秒未満、逃げられなかったとき。

第 26 条「抑え込み」

1. 抑えられた試合者が相手によって制されており、畳に背、両肩又は片方の肩がついていること。
2. 横側、頭上、身体の上から制していること。
3. 抑えている試合者は、相手の脚で自分の脚または身体を制せられていないこと。
4. 抑え込んでいる試合者は、その身体が「袈裟」、「四方」又は「裏」の体勢、すなわち「袈裟固」「上四方固」あるいは「裏固」のような形にならない。

第 27 条「反則負け」(重大な反則)

「反則負け」は、重大な反則を犯した試合者（若しくは「指導」を 2 回与えられている試合者が、更に軽微な反則を犯したとき）に与えられる。

1. 河津掛を試みること。
2. 肘関節以外の関節をとること。
3. 背を畳につけている相手を引き上げ、これを畳に突き落とすこと。
4. 相手が払腰等を掛けたとき、相手の支えている脚を内側から刈ること。
5. 主審の指示に従わないこと。
6. 試合中に、無意味な発声や、相手や審判員の人格を無視するような言動を行うこと。
7. 特に頸や脊柱・脊髄など、相手を傷つけたり危害を及ぼしたり、あるいは柔道精神に反するような動作をすること。
8. 腕挫腋固のような技を掛けるか、又は掛けようとしながら、畳の上に直接倒れること。
9. 内股、払腰等の技を掛けるか、又は掛けようとしながら、身体を前方へ低くまげ、頭から畳に突

っ込むこと。また立ち姿勢又は膝をついた姿勢から、肩車のような技を掛けながら、或いは掛けようとしながら、まっすぐ後方に倒れること。

10. 試合者の一方が、後ろからからみついたとき、これを制しながら故意に同体となって後方へ倒れること。
11. 硬い物質又は金属の物質を身につけていること。
12. 立ち姿勢において、片手、または両手、若しくは片腕または両腕を使って、相手の帯より下を直接攻撃・防御すること。(1回目は「指導」、2回目で「反則負け」)

第29条「負傷、疾病、事故」附則

原則として試合者1名に対し、1人の医師が試合場に上がることが認められる。医師に補助が必要な場合には、医師はまず主審にその旨を報告しなければならない。コーチが試合場に上がることは絶対に許されない。

1. 医療援助行為

(1) 軽微な負傷や損傷の場合

爪の損傷の場合、医師は爪を切ることを手伝うことができる。

医師は急所の損傷を調整するのを手伝うことができる。

(2) 出血を伴う損傷の場合

出血を伴う負傷があった場合、主審は医師を呼び、止血させる。出血があった場合、安全面の見地から、主審は医師を呼ぶ。出血をしている間は試合を行うことはできない。ただし、出血を伴う同じ部位の負傷は、医師による手当てを2回まで受けることができる。同じ部位の3回目の出血の時点で、主審は副審と合議した上で、試合者自身の安全のために試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。出血がある場合には、必ず医師が粘着テープ、包帯、鼻用の止血栓などを用いて処置し、完全に出血場所を覆わなければならない。(血液凝固剤や止血剤の使用が認められる) 医師が呼ばれたときは、できるだけ短時間に済まなければならない。

注. 上記の状況以外で、医師が試合者に何らかの処置を施したときは、その試合者の相手が「棄権勝ち」となる。

出血が止まらず、覆うことができない場合は、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

(3) 軽微な負傷

軽微な負傷については、試合者自身が処置することが認められる。例えば指が脱臼した場合には、主審は「待て」又は「そのまま」を宣告して試合を中断し、脱臼した指を試合者自ら復すことを認める。試合者が同じ指の整復を行うことは2回まで認められる。同じ脱臼を3回目に負った時点で、当該試合者は試合続行が不可能であるとみなされ、主審は副審と合議した上で試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。

2. 嘔吐

試合者が嘔吐した場合には、相手に「棄権勝ち」が与えられる。

平成 29 年 3 月 31 日発行

認定実技審査要領

〔平成 30 年度改訂版〕

編 集 認 定 実 技 審 査 委 員 会

認 定 実 技 審 査 要 領 編 集 小 委 員 会

発 行 公 益 財 団 法 人 柔 道 整 復 研 修 試 験 財 団

代表理事 福 島 統

〒105-0003

東京都港区西新橋1-11-4 日土地西新橋ビル6階

TEL 0 3 - 6 2 0 5 - 4 7 3 1 (代)

FAX 0 3 - 6 2 0 5 - 4 7 3 2